

(可認省信遞)

警察監獄學會雜誌

所

版

有

權



第二卷 第一號 目録

- 清浦警保局長講演大意 (監獄官練習所ニ於テ)
- 内務省監獄務顧問セーパツハ刑名論
- 八木秀太郎
- 論說
- ヘイン氏ノ國ニ歸ルヲ送ル
- 雜報
- 刑法の改正按
- 分署に於ける火藥類買受の許可
- 男女混浴演劇
- 玩弄紙の注意
- 登記利用の行使
- 日本監獄法講習の増設
- 監獄評議會の出品
- 萬國監獄博覽會の出品
- 議事堂の境手袋
- 巡査部會務に關して
- 警察廳劇場取締規則に就て
- 典獄官の心得の名稱
- 新囚人の名稱
- 昨日市警察署の併置
- 露國艦隊の失蹤
- 巡査は道路を遡すべし

- 市谷監獄分署
- 監獄及練習所
- ヘイン氏の監獄
- 監獄支署の廢止
- 假出獄認可及停止人員
- 監獄の建築工事
- 死刑の執行
- 新入監房
- 川村憲一君の物品
- 看守長の制服
- 統計
- 東京の火災統計表
- 寄書
- 監獄の作業に就て
- 城北 竹陰生
- 雜錄
- 遊藝戰艦取締に就て
- 明治廿三年中の監獄記事
- 歐洲諸國獄制の短評記事
- 明治廿三年中の警察記事
- 法令註解
- 警察巡閱規則
- 附錄
- 佛國監獄法講義
- 現行警察規則釋義
- 武田英一君
- 警察監獄學會編纂

警察監獄學會發兌

● 廣 告

警察監獄學會創立人磯村松元事本年一月上旬ヨリ流行感冒ニ罹リ治療中餘症併發シ藥石其効ヲ奏セス同月二十四日午前第六時ヲ以テ終ニ永眠セリ此旨會員購讀者並ニ生前尋知諸君ニ謹告ス
右ニ付早速御品詞等御差向被下候段不堪拜謝候旨畧義本誌ヲ以テ御答禮申上候

明治二十四年二月

相續人 磯村兌貞

前記廣告之如ク磯村松元病死ニ付同人ノ業務並ニ權義一切拙者擔任致候此段廣告ス

明治二十四年二月

磯村兌貞

從來ノ會費並雜誌講義錄代金拂込延滞ノ諸君ニ對シ舊臘以來郵便ヲ以テ數回致請求置候得共尙ホ送金無之ノミナラス何等ノ回報ニモ接セサル諸君多ク有之今後郵便費用ニ堪ヘ難ク候間來三月十日以前ニ於テ送金若クハ何分ノ報答無之向ハ無余義郵稅先拂交ハ雜誌上ニ其姓名ヲ掲テ督責可致豫メ及御斷候也

會告

本會雜誌及其他出版印刷ニ關スル事務ハ都合ニ依リ總テ磯村兌貞ニ委任候ニ就テハ雜誌ノ發送雜誌代金ノ取集メ其他右出版印刷ニ關スル事項ハ自今磯村兌貞ト直接ニ往復セラルヘシ此段廣告ス

明治二十四年二月

警察監獄學會

●譯義錄ヲ廢シ雜誌ヲ増刊スル義ニ付廣告

警察監獄學本科講義錄ハ明治二十二年六月ヲ以テ其第一集ヲ發行シ爾後號ヲ重スルヲ拾六月ヲ閱スルヲ十有八ニ涉リ豫テ本會創設ノ際豫告セシ全科卒業期限茲ニ到達セルヲ以テ科目中尙ホ完結セサルモノアルニ拘ハラシ明治二十三年ヲ限リ講義錄ノ發行ヲ止メ而シテ未タ結了ニ至ラサル科目ハ本會雜誌附録トシテ追次登載シ可成速ニ終講スヘシ又本會雜誌ハ從來毎月一回發行シ來リシモ警察監獄日進ノ今日諸君ノ耳目トナリテ報道スヘキモノ僅ニ一月一回ノ登允ニテハ能ク盡ス所ニアラス因テ此際毎月二回十日ノ發行ニ改正シ諸君ニ満足ヲ與フルト俱ニ本會ノ目的ヲ擴張セント欲ス但シ雜誌増刊ハ本年一月ヨリ實行スベキ筈ナレト印刷上ノ都合ニ依リ一月ハ發行スルヲ得サリシ故ニ二月ヨリ之ヲ實行スヘシ

右廣告ス

明治二十四年二月

警察監獄學會

●日本監獄法講義再版豫約法

- 豫約期限
- 出版期限
- 豫納申込
- 定價及豫約價

本年三月十日限リトス豫約期限後申込ノ分ハ定價ニアラサレハ販賣セ
ス又印刷部數限リアルヲ以テ期限後ハ謝絶スルコアルベシ
本年三月下旬トシ豫約申込ノ順序ヲ以テ送本スベシ
東京市四谷區荒木町二十二番地警察監獄學會並ニ同市牛込區北町十五
番地大日本監獄協會ノ二個所ノ内ニ適宜申込アルベシ
製本惣ククロス金字入一部定價金但
壹圓貳拾五錢豫約正價八拾五錢トス
● 警察監獄學會及

大日本監獄協會會員

ニ限リ特別割引ヲナシ金
七拾五錢ニテ販賣スベシ

- 運送費
- 送金手續

○ 製本假綴ハ都テ本價ニ金拾錢ヲ減ス即チ定價壹圓拾五錢豫約價七拾
五錢兩會員金六拾五錢トス
一 部金八錢トス
書籍代價並ニ運送費共郵便爲換又ハ現金ヲ以テ（通郵便ニ依リ送金セラ
ル、モハ持込買テ加ヘ）
警察監獄學會宛東京四谷郵便局ヘ振込アルベシ但金員領收證ヲ要セラ
ル、向ハ葉書又ハ郵券一枚書附代價ノ外ニ送付セラレタシ
各監獄各警察署等都テ官名ヲ以テ申込ノ分ハ書籍到着ノ上直ニ半金ヲ
送付シ跡半金ハ本年五月十日迄ニ同金セラレ、モ妨ナシ
一 個人ヨリ申込ノ分ハ遅クモ本年三月二十五日前ニ於テ前金送付セラ
ルヘシ金員領收ノ上直ニ送金ス若三月二十五日ヲ過キ送金セラルハ向
ハ一端豫約ノ申込アルモ定價ニアラザレハ販賣セズ
一 監獄内五拾部以上一總メ採用セラル、モハ代金三ヶ月賦ヲ以テ拂込
相成モ妨ナシ
又一 監獄内百部以上一總メ採用セラル、モハ前項三ヶ月賦ノ外ニ遞送
費ヲ半減スベシ

明治廿四年二月十日發兌警察監獄學會雜誌第二卷第一號

論說

●清浦警保局長講演 大意

(監獄官練習所に於て)

監獄建築の件

監獄事業上に於て最大緊要なるは監獄の建築にして又其最大困難あるも監獄建築なり監獄の建築は最工夫を凝らさるべからず監獄の建築は頗る多額の費用を要するを以てなり監獄の建築不十分なれば如何に良司獄官ありと雖も勞は倍して功は半に至らざることも多し爲めに監獄則第十一條乃至第十五條の精神行はれざるのみならず甚しき脆弱なる監房にして兇惡なる囚徒の反獄逃脱に備るに足らざるを慮り寧ろ其歡心を買はんとて之を優待するの恐れあるも

亦未だ測るへからず實に監獄の構造法は囚徒の檢束衛生改悛上に經費の増減に吏員の監督上に其他治獄及保安上に至大の關係を有するものなれば其構造の便益得失に就ては深く考究を要すべきものにして各位に於て平素經驗せられたる所に付夫々其計畫考案あるべしとは察すれども監獄の事を講話するには建築構造法は殆んど骨子眼目とも謂ふべき部分あるを以て余亦茲に泰西諸家の説及び泰西の監獄建築法並日本の監獄建築法其他建築技師の説等を參酌し余の考定する所を述て各位の參考に供せんとす

夫れ地方監獄の建築費は地方税の負擔なるを以て假令各位は姑息の計畫を屑しとせざるの考案なるも費用の爲めに制せられ永遠不朽の目的を貫かんとするも能はざるの遺憾あるべきは余の深く諒察する所あり然れども人文年を追て進むの勢なれば今日に在て適度なりと觀察することはいつか其内に計畫姑息

論 說

に涉れりと後日に至りて悔ゆることあるべし余は各般の事業其國の人文富強の度に比し割合に華美に流るゝは素より不同意なり殊に寒村僻邑の人家蕭條たる中に獨り小學校のみ歐洲建築風に摸擬しペンキ塗りをを用ゆるか如きは甚た贅成せざる所なり故に監獄の建築に於ても強て華美に規模廣大なるを喜ぶものにあらず然れども監獄は他のものとも異なり刑の執行の目的を達し得る丈けの設備なかるべからず且一旦改築したる上からに容易に又改築と云ふことは難出來今日この監獄は實に不充分なり其不十分なるか爲めに改築の事も容られ易し若し十分ならざるも聊か全しと云ふ位ならしめは容易に善良と云ふ域に至らしむることは爲し得られざるへし試みに各府縣監獄(支署は此外とす)を調査するに其監獄の年齢凡そ左の如し(別紙 畧之)依て將來に監獄を建築するの機に接せは左に開列する所に依り參酌せられんば其宜しきをして材木に富み其代價も低し故に木製を可とすと云ふ人もあれとも個は素より謂はれなき論なり

得るに庶幾からんか
監獄を建築するに付先づ第一に注意すべき大綱領は堅牢を主として外觀の躰裁を省くこと
質素簡便を主として勉めて費用を節減すること
永遠に着目して成るべく姑息を避ること
敷地は可成高燥開潤にして市街に隔離し大氣の能く流通して飲料水清良に火災の虞なく絃歌の聲等の達せざるを要す而して前回にも述べたる如く其廣袤延長は必要を限り冗長なることなからしむへし
監房を木製とするか煉瓦石造とするかと問はし誰れも煉瓦石造とするに左袒すべし唯其費用に於て木製の低廉あるか爲め煉瓦石造の高價なるを取り難き事情ありと雖も煉瓦石造の保存年限永久に涉り時々修繕を加ふの煩なく且堅牢にして火災に罹る等の憂なきより利害得失を比較すれば將來に計畫するものは監房は可成煉瓦石造ならんことを要す日本は山林國昇降に不便なり便所の都合よし外望の恐れあり昇降の不便知るへし便所除去すれば可なり外望は窓を高くして防くへし
一房一囚即分房制の如きは最費用に關するを以て固より容易に行はれ難し假令行はるゝにもせよ余は全監分房制の必要なしと思ふ再三犯以上にして所謂廉耻心已に冥滅する者には其必要なければなり然し或る種類の犯罪に就ては分房最必要なり是も試用するを可なりとす監獄を改築するには多囚雜居よりは寧ろ少囚雜居を可とす寡囚雜居よりは一囚一房を可とす故に必ずしも一定の制式に依らず犯罪の種類性質等により監房坪數の廣狹等を區別するは必要なるへし

別棟長屋風の建築法によるか丁字十字六翼扇面形によるか其構造の形體に於ては多少各得失の論あり要するに檢束の都合巡視の便否經費の多寡等は此論を如何決するかの根據たるへし左すれば別棟長屋建よりは丁字十字形等による方便利なるへし丁字十字形扇面形六方形は光線の反映空氣の流通宜しきを得ざるの恐れありと云ふと雖もこは只慣習上の感觸にして此建築法を排除するほどの價值なき論と謂はざるを得ず日本は土地に富む各國都府の如く櫛比立錐の餘地なきか如くならず故に平屋造にて宜し二階建は

事務室并看守長等の詰所を監房と連接して建築するを最便利とす何となれば之を別棟に建設するよりは費用も減し典獄に於て巡視するの便あればなり

其他各種の附屬營造物の各其種類に従ひ相當の距離位置を擇み之を建造せざるへからず炊場及洗濯場の如き必ず監房と隔離するを要す

病室の如き可成閑靜にして光線の射映空氣の流通宜しき地を擇むへし

監房構造に關し最注意を要すへきは便所なり

監獄建築法の迫て内務省より指示さるゝこともあるへし

又フオン、ゼーパツハ氏の建築意見等參酌せられぬ大に便益を得らるへし

●獄制論

内務省備獄務顧問フチン、ゼーパツハ氏か舊蠟十一月

月二十二日華族會館に於て爲せる講演に就ての取敢へす、其要旨を撮撫し、之れを概括して讀者に示知し、且つ本號以下に於て其の筆記全文を登錄せ

世紀ニ渡ルノ間ニアリ、獄事改良家ヲ以テ聞ヘタル

有名ナル諸大家ノ記述スル所ニ由ツテ之ヲ見ルニ歐

洲諸國ニ於テモ前世紀ノ下半期ニ至ル頃マテノ監獄

ハ到ル所、暗慘悲慘、驚クヘク卑ムヘク、恐ルヘク哀

ムヘキ醜風惡習ヲ以テ滿タサレサルハナク今ノ之ヲ

讀ム者ヲシテ幾ンド悽然トシテ驚怪シ、惻然トシテ

嘆異スルノ感ニ堪ヘサラシム、當時ニ於ケル刑罰執

行ノ主義ハ實ニ防衛ト撲滅ト脅嚇トノ三者タルニ過

キス、刑法ノ主義トスル所、亦此ニアツテ存ス故ニ監

獄ハ唯タ之ヲ以テ一ノ取締場タルノ用ヲ爲サシムル

ヲ以テ足レリトセリ、世運一變、刑理亦漸ク其舊套ヲ

脱シ、刑ノ目的ハ獨リ撲滅ニアラス亦單ニ防制シ脅

嚇スルニ非ス、先ツ第一着ニ矯正感化ヲ施

シテ、以テ犯罪者ヲシテ終ニ社會有用ノ一人

トスルニ在リ、物タルニ復歸セシメサルヘカラストノ眞理

ハ明セラル、ニ至リ、獄制モ亦タ此新主義ニ由ツテ變

んことを豫約したり、今や筆記完成を告げ、茲に其全文を得たれり、即ち前約を履み、本號以下に分載し以て該講演を讀者に紹介せんと欲す、前號載する所は唯其の大意に止まり、而かも予輩の見て要點と認めたる所を拾撫したるに過ぎざれば、講演者の肯綮としたる所、或ハ之れを脱落し、又ハ講演者の附説したる所、反つて主要としたるもの復た全く之れなきに非らざるへし、讀者幸に此の筆記に因り講演の歸旨を曉り、以て執務上講學上參考に供せられんば得る所尠少からざるを信す、

内務省備獄務顧問

フチン、ゼーパツハ氏演説

小河滋次郎氏譯述

獄事改良ノ談ハ既ニ遠ク往時ニ遡ツテ其聲ノ囂々タリシモノアルヲ知ル然レモ實際之レカ改良ノ事業ニ着手スルニ至リタルハ漸ク近ク前世紀ノ末葉ヨリ今更若クハ新創スルノ止ムヘカラスナルノ時機ニ際會セ

リ

獄制改良ノ機、正ニ熱シ各國、競フテ斯ノ事業ニ熱中

從事スルニ至リ、營々努力、或ハ既ニ其業ヲ完成シテ

揚々、得色アル者アリ、而シテ其未タ完成ヲ告ケサル

モノハ汲々トシテ後レサランコトヲ努ムルモノ、如

シ、日本政府、亦タ夙ニ此ニ見ル所アリ、殊ニ近年ニ

至リ斯ノ事業ニ銳意熱心ナルコトハ之ヲ幾多ノ事例

ニ徴シテ知ルヘキナリ、然レモ其事業ノ尙ホ未タ幼

稚タリ初步タルヲ免レサルハ予ノ斷言スルヲ憚ラサ

ル所ナリ、故ニ此際、政府ハ益々其新銳ノ歩武ヲ進

メ、民間有識ノ士、亦タ須ラク其眼光ヲ獄事ニ注ギ、

大ニ政府ノ方針ヲ翼賛シテ終ニ斯事業ノ完成ヲ見ル

ニ至ラシメシコト切望ニ堪ヘサルナリ、而シテ退テ

亦之ヲ考フレハ日本ニ於ケル監獄事業ノ尙ホ未タ幼

穉タリ初步タルヲ免レサルノ事相ハ反ツテ日本ノ爲

メニ偶然、其僥倖ヲ得タルヲ喜ハスノハアラス、何チカ僥倖ト謂フ曰ク摸範トシテ則ルヘキ獄制ノ既ニ定マレルモノアルヲ以テナリ、翻ツテ此摸範トスヘキ所ノ獄制ヲ形成スルニ至リタル迄ノ來歴ニ就テ之ヲ顯レハ凡ソ新事業ノ常トノ一案出テ、忽チ又他案之レニ繼キ、新又新、之レカ爲メニ費シタル勞力ト資財トハ實ニ其幾何ナルヲ測ルヘカラス而シテ日本ハ唯タ徒手以テ其結果ヲ利用スレハ則チ可ナリ又創意ノ爲メニ此ニ勞ヲ取ルヲ要セサルナリ、是豈ニ日本ノ爲メニ僥倖ヲ得タルモノナリト謂ハサルヲ得ンヤ

獄制ハ均一且ツ整然タル改良進歩ヲ期セントナラハ先ツ一ハ中央官衙ニ於テ全國ノ監獄事務ヲ綜理統括シ其權力ヲシテ充分ニ徹底貫穿スル所アラシメサルヘカラス

日本ニ於テハ既ニ一ノ中央官衙(内務省)ニ於テ全國ノ獄務ヲ綜括スルノ組織ヲ實行シ獄務ニ關スルノ事

ニ於テ區々ノ等差アルハ甚ダ事休ノ宜シキヲ得タルモノニアラサルナリ此失体アル所以ノモノハ豈ニ獄費ヲ以テ地方税ノ負擔ニ屬セシムルニ由ルニ非サルナキヲ得ンヤ

獄制ヲ改良セント欲セハ先ツ少カラサル費用ヲ要スヘキハ論ヲ俟タズ然ルニ若シ之ヲ以テ各地方ノ負擔ニ歸セシメント欲セン乎、終ニ佛國ト同一ノ轍ヲ蹈ムニ至ルチ免レサルヲ信ス佛國ニ於テハ千八百七十五年六月五日發布ノ法律ヲ以テ刑事被告人及ヒ一年以下ノ短期囚ハ凡ヘテ之ヲ分房制監獄ニ於テ拘禁執行スヘキコトヲ制定セリ而シテ此種ノ犯罪者ハ盡ク之ヲ地方(州)監獄ニ拘禁スヘキモノナルカ故ニ政府ハ豫メ地方費負擔額ノ増加ヲ慮リ此法律實施ノ爲メニ要スル所ノ新築若クハ改築費ノ幾分ハ國庫費ヲ以テ之ヲ補助スルコトヲナセリ然ルニ地方ニ於テハ多クハ皆此法律ニ由ツテ其監獄ヲ新築若クハ改造スル

項ハ凡ヘテ主務省ヲシテ之ヲ指揮監督スルノ權ヲ握監獄費ノ大部分ヲ有セシム唯タ惜ムラクハ監獄費ノ大部分ヲ方稅タル中央以テ之ヲ地方税ノ負擔ニ屬セシムルノ制ナ止セラルルカ故ニ此制ヲ存スルノ間ハ勢ヒ、中央統括權ノ徹底ヲ阻止セラル、ニ至ルチ恐レズンハアラ

監獄ハ建築及ヒ管理上ノ事項ニシテ其費用ニ關係アル所ハモハ多クハ地方長官及ヒ地方議會ノ意向如何ニ由ツテ消長セラル、ハ觀アルチ免レス地方經濟ハ便否如何ハ常ニ多少獄制ハ伸縮ヲ支配スルハ實況アルモノハ如シ

劃一ナル監獄則及ヒ施行細則ノ規定アルニモ拘ハラス構造其他食料被服等諸般給與品ノ實際ニ就テ之ヲ觀レハ地方ニ由リ頗フル厚薄完否ノ異同ナキ能ハス、同一ノ罪ヲ犯シ同一ノ刑ニ處セラレタル者ハ須テク同一ノ執行ヲ受ケシメス

拒ミ、發令後十二年ヲ經ルモ全國三百八十二個所ハ監獄中ニアツテ此法律ヲ實行シタル所ノモノハ僅カニ十四個所タルニ過キス其他ハ凡ヘテ舊ニ依ツテ雜居制監獄ノ体制ヲ留存セリ是ヲ以テ觀レハ彼ノ貴重ナル法律モ大体、徒ラニ紙上ノ空文タルニ止マリ其効果ニ至ツテハ幾ント絶無ナリト謂フモ可ナリ

之レニ反シ近時、英國ニ於テ實行シタル獄制改良ノ方案ハ頗フル採ツテ以テ摸範トナスニ足ルノ價直アリト信ス

英國ニ於テハ多年研究ノ末、到底監獄ヲ以テ地方ノ擔任ニ屬セシムルノ不可ヲ悟リ、終ニ千八百七十七年發布ノ監獄法ヲ以テ英國及ヒ威國ニ於ケル監獄ハ總ヘテ政府ノ所轄トナシ中央官衙ヲシテ獄務統括ノ局ニ當ラシメ大ニ舊制ヲ釐革更正シテ斯ノ改良事業ノ實ヲ舉クルニ至ラシメノコトヲ計レリ、計營、果シテ

其圖ニの中シ、着々、實効ノ見ルヘキモノ少カラ
ス、例ヘハ千八百七十八年乃至八十四年ニ至ル七年
間ノ監獄費ヲ以テ之ヲ千八百七十年乃至七十七年ニ
至ル七年間ノ監獄費ニ比較スルニ唯、管理費ノミニ
テモ凡ソ一千万「マルク」ノ節減ヲ見ルニ至リ且ツ斯
ク非常ノ節減ヲ見ルニモ拘ハラズ一面ニハ到ル所、
新築若クハ改築ノ事業ヲ決行シ諸般ノ獄務ハ駭々ト
シテ改良進歩セサルハナキカ如キ、以テ外部ニ表顯
シタルノ事績トシテ之ヲ見ルヘク又其内部ノ効果ト
シテ、灼然タル所ノモノハ例ヘハ司獄官、其人ヲ得ル
ニ至リタルカ如キ又懲戒規律ノ整然トシテ確立スル
ニ至リタルカ如キ、獄中、犯罪者ノ漸次著ルシク遞減
スルヲ見ルニ至リタルカ如キ、一々倣指スルニ追マア
ラサルナリ而シテ試ミニ其犯罪遞減ノ事例ヲ舉ケテ
之ヲ言ヘハ千八百七十八年ニ於ケル二萬〇四百四十
二人ノ囚員ハ千八百八十七年ニ至ツテ實ニ一年間總

計一萬四千九百六十六人ニ減少スルニ至レリ聽ツテ
其人口増殖ノ上ヨリ之ヲ見レハ實ニ二千三百萬ヨリ
二千七百五十萬ニ昇騰セリ
國情異ナルニ從ツテ經濟上ノ關係モ亦タ相同シカラ
ス。故ニ日本ニ於テハ監獄費ヲ以テ盡ク國庫ノ負擔ニ
シ、屬セシムルコト果シテ萬全ノ良策ナルヤ否
ヤハ未タ驟カニ予ノ斷言シ得ル所ニ非ラス
然レモ單ニ上來、陳述スル所ノ事例ニ就テ
之ヲ見レハ一面、獄務ノ劃一的改良ヲ計リ一面、民費
ノ負擔ヲ輕減セシメントナラハ宜シク監獄費ヲ以テ
國庫ノ支辨トナスヘキヲ其策ヲ得タルモノ、如シ
獄務管理上ノ組織ニ就テ之ヲ言ヘハ先ツ主務省中ニ
獄務ヲ管制スル所ノ部局ヲ設ケ局長ヲ之ヲ統括セ
シムルヲ日本ニ於ケル現制度ノ如クナラシ
メ尙ホ評議委員ナル者ヲ附屬シテ其事務ニ
參與セシムルコトヲ要ス而シテ該委員ノ一

監獄評議
委員中一
名ハ監獄
ノ實效ニ
老練ナル
者ヲ要ス

行刑劃一ノ主義ヲ徹底セシメントナラハ宜シク法律

ヲ以テ明カニ其主義方法ヲ規定スルコトヲ要ス

行刑法ハ其第一要件トシテ現行、刑法ノ規程ト一致

投合スルヲ要ス若シ行刑法ニシテ現行刑法ノ規程

ト矛盾スル所アラシメシムルニ至ルチ免レス

シテ終ニ刑ノ効果ヲ薄弱ナラシムルニ至ルチ免レス

(以下水號)

名ハ監獄ノ實務ニ通曉シタル老練家ヲ以テ之レニ充

テ、一名ハ公衆衛生ノ理實ニ熟達シタル醫師ヲ以テ

之レニ任シ、一名ハ建築ノ專門家ナルヲ要ス蓋シ

技師ハ成ルヘシ監獄建築ノ理法ヲ專攻シタルモノナ

ルヲ可トス然ラサレハ往々無用ノ營造ニ向ツテ過多

ノ冗費ヲ支出セシムルニ至ルチ免レサレハナリ

全國ヲ若
干ノ監獄
區ニ分チ
區長ヲ置
クヘシ

中央管理部(警保局)ノ下ニハ全國ヲ分ツテ

若干ノ監獄區トナシ每區、區長即チ典獄總

長ヲ置キ以テ其區内ノ獄務ヲ指揮監督セシム、區ハ

行政區劃ヲ準トシ之ヲ組成シ、區長ハ最モ獄務ニ通

曉シ且ツ老練ナル者ヲ撰拔シテ之レニ任ス但シ區長

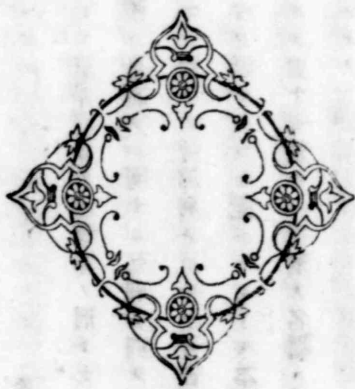
ハ主務省ト各地方監獄トノ間ニ介立シテ中間監督官

署ノ位置ヲ保有スルモノトス(伊太利ニ於テハ全國

ノ監獄ヲ劃成シテ六區トナス)而シテ各監獄ノ事務

ハ典獄ヲシテ之ヲ統制セシメ典獄ハ劃一ナル監獄則

ニ由ツテ適正ニ刑ヲ執行スルノ責任ヲ有ス



● 刑名論

八木秀太郎

改正刑法草案說明書第三項中ニ「刑名ヲ數種ニ區別

スルハ徒ラニ煩雜ヲ來スノミニシテ何等ノ利益ヲ見

サルナリ」云々トアリ振古不動ノ確論ト謂フヘシ原

來刑名ヲ殊ニスレハ其執行上ニ於テ各區別ヲ明劃セ

サルヘカラス若シ其レ否ンハ種々ノ刑名ヲ設クル必

要トテモアラサルヘキナリ而シテ刑種ヲ繁多ニスル

ハ能ク文字ヲ以テ之ヲ爲スヘシ之ヲ實際ニ執行シテ

名實相合ハシメントスルハ抑モ亦難ヒ哉若シ刑ヲ六

種ト定ムルナレハ從テ之ヲ執行スル監獄ヲモ六種ト

ナサハルヘカラス若シ又刑ヲ七種トスレハ監獄ノ種

類モ之ニ伴テ其上仍一個ヲ加ヘサルヘカラス同一ノ

監獄ニ於テ遇囚ノ方法ヲ異ニスルノ容易ナラサルハ

識者ノ熟知スル所ナリ唯定役アルトナキトノミノ區

別ナレハ遇囚上ニハ毫モ影響ナクシテ監房ヲサヘ別

案ノ今一步ヲ進メテ益々簡明ノ名稱ヲ選ハサリシコ

トヲ試ニ管見ヲ開陳シテ大方ノ教示ヲ仰カントスル

ハ是ヲ以テナリ

懲役ト云ヒ禁獄ト云ヒ禁錮ト云フモ齊ク是レ自由刑

ニ外ナラス其間ニ區別アルハ單ニ刑期ニ長短アルト

定役ノ有無ニ由ルトノミニナリ且懲役ト有役禁錮トノ

間ニ於テハ其執行上果シテ何等ノ區別カアル禁獄ト

無役禁錮トノ間モ亦然リ刑期ニ長短ノ差別アルノ外

ハ殆ト甲乙ノ點アルヲ見サルナリ本來刑ハ千萬無量

ノ犯罪ニ適應スヘキモノナルヲ以テ成ルヘク細密ニ

之ニ的中スルヲ得ンカ爲メニ加減伸縮分合自由自在

ナルヲ要スヘシ故ニ重罪輕罪違警罪ノ三段別ハ暫ク

治罪上ノ便利ニ由リテ之ヲ存スルトセンモ刑ノ種類

ハ成ルヘク單一ニ限定シテ自由自在ノ適用ヲ容易ナ

ラシメサルヘカラス是ニ於テ予ハ自由刑ノ種類ヲ重

罪及輕罪ヲ通シテ懲役及禁獄ノ二者ニ限定シ重罪輕

々ニスレハ足ルカ故ニ是コソ容易ニ實行スヘキ所ノ
區別ナルヘケレ

刑ヲ三分シテ重罪輕罪及違警罪ノ刑トナスノ適切ナ

ルハ予モ暫ク是認スル所ナリ又刑ヲ別テ明ニ主刑及

付加刑トナシ而シテ付加刑ヲモ一々宣告スルノ利害

ニ就テハ少ク疑ナキコト能ハサレトモ本題ニ在テハ

之ヲ論スルノ要ナシ爰ニハ主刑ノ名稱ニ就テ一言ス

ルニ止メントス

重罪ノ主刑ハ死刑懲役及禁獄ノ三種トシ且懲役及禁

獄ニハ有期無期ノ小區別ヲ加ヘタリ其上刑ノ加減ニ

便センカ爲メナルカ尙之ヲ細分シテ各三等トナシタ

リ又輕罪ノ主刑ハ禁錮及罰金ニシテ禁錮ニハ有役無

役ノ區別ヲ立テタリ終ニ違警罪ノ刑ハ從前ノ如ク拘

留及科料トナシタリ予ハ刑ヲシテ成ルヘク簡約單一

ナラシメント欲スルモノナレハ大体ニ於テハ改正案

ノ趣旨ヲ賛成シテ措カサルナリ獨リ措ムラクハ改正

罪ノ區別ヲ明ニセンカ爲メニハ各重輕ノ文字ヲ之ニ

冠シ而シテ懲役ハ字義ノ如ク定役アルモノニシテ之

ヲ破廉恥罪ニ適用シ禁獄ハ無定役ニシテ其他ノ犯罪

ニ適用スルモノトセラレンコトヲ希圖ス又違警罪ノ

自由刑ニハ禁錮ノ名ヲ讓リテ可ナルヘシ其故ハ既ニ

拘留狀ノ名アリ又民事拘留ノ稱アレハ刑名ニモ同稱

アリテハ混淆ノ嫌アレハナリ即チ卑見ノ刑名ヲ列記

スレハ左ノ如クナルヘシ

重罪ノ主刑ハ一死刑二重懲役三重禁獄

輕罪ノ主刑ハ一輕懲役二輕禁獄三罰金

違警罪ノ刑ハ一禁錮二科料

刑名ニ關スル所見ノ大体ハ右ノ如シ其他詳細ノ議論

ハ異日ニ譲リ草々筆ヲ擱ス



●ヘーレン氏ノ國ニ歸ルヲ送ル

普國警察大尉ウヰルヘルムヘーレン氏ハ今ヤ將ニ旅裝ヲ整ヘテ此六年ノ間第二ノ故郷トモ思ヒテ其利害ヲ以テ己レノ利害トナシ銳意熱心誠實懇篤ニ其公益ニ殉躬執掌シタル旭ノ出ル國ヲ辭シ去ントセリ氏ハ明治十八年三月ヲ以テ來朝シ同年四月ヨリ警官練習所第一回ノ授業ニ從事シ十二月歳末ノ休業中ヲ以テ栃木福島群馬ノ三縣ヲ巡回シ次テ割切適實ナル復命書ヲ捧呈セリ是レ實ニ警察事務及組織改良ノ端緒ヲ促スノ効アリタリト謂フモ甚シキ過言ニハアラサルヘシ爾後數回ノ巡回復命書ハ皆多少當局者參考ノ資料ニ供セラレテ其我國ノ警察ニ補益スル所轉タ鮮少ニアラサルヘシト云フ十九年三月第一回ノ授業ヲ了リ翌月第二回授業ヲ開始シ同年夏静岡愛知岐阜滋賀三

重ノ五縣ヲ巡回シ其歳末京都大坂ノ二府及兵庫ヲ巡回シ廿年四月第二回ノ授業ヲ終リ其夏山口廣嶋愛媛岡山ノ四縣ヲ巡回シ九月第三回ノ授業ヲ開キ本期ニハ巡查授業ノ擔任者タリシフヒガセウスキー氏疾病ニ依リ解僱歸國シタルヲ以テ其授業ヲ兼攝シ歳尾休業ノ際ハ千葉縣ヲ巡回シ廿一年三月備期限ニ至リ更ニ俸給ヲ増シ二年間ノ備繼トナリ其七月第三回ノ授業ヲ終リ尋テ長野新潟富山石川福井五縣ノ巡回ニ上途シ九月第四回ノ授業ヲ開キ廿二年三月之ヲ結了シ是ニ至リ警官練習所ノ授業ハ全ク閉鎖スルコト、ナリタレハ爾來九州ノ諸縣ヲ巡回シ其途次沖繩ヘモ渡航シ一旦歸京ノ末更ニ轉シテ奥羽東北ノ各地方ニ向ヒ此序ヲ以テ北海道ニモ遊ヘリ而シテ氏ノ最後ニ巡回シタルハ和歌山徳島縣ニ實ニ氏ノ足跡ハ殆ント全國ニ偏シトモ謂フヲ得ヘキナリ（我國四十六府縣中氏ノ巡回ニ洩レタルハ僅ニ十縣ニ過キス）此外

氏ノ東京市内各警察署ヲ巡視シタルコトハ殆ト枚舉ニ遑アラサルヘシ嗚呼氏ノ勞亦多大ナリト謂フヘシ廿三年三月備満期トナリ尋テ警視廳ニ於テ一年間備繼ノ約ヲ結ビ爾來ハ主トシテ警察官ニ向テ講義ヲ爲サシメラレ今日ニ至ルマテ間斷アルヲナシ氏ノ職務ニ勉勵ナルヤ疾病ニ罹ルト雖モ容易ニ其常務ヲ欲キタルコトナシ一例ヲ舉グレハ過日流行性感冒ニ感染シタルコトアルモ遂ニ人ヲシテ其痕跡ヲモ認知セシムルニ至ラス平生ノ如ク講筵ニ臨ミタリト其精勵勲ナルコト概ス此類ナリト云フ今氏ノ受有スル勳章及記章ヲ舉グレハ普王即位式記念章、普墮戰役ノ第一等名譽章及從軍記章、人命救助褒賞綬章、普佛戰役ノ第二等鐵十字勳章及從軍記章、魯國安那第三等勳章、普國赤鷲第四等勳章、撒遜國第一等リツテルクロイツ勳章及我國勳四等旭日小綬章ナリト聞ケリ氏ノ歸國ノ日既ニ迫レリ吾人ハ氏ノ功績ヲ回想シ及フベ

キ限リ其名譽ヲ顯彰スルノ道アラソコトヲ希望ス聞ク所ニ由レハ氏ノ薰陶ヲ受ケタル諸氏ハ永ク記念トナルヘキ物ヲ贈テ謝恩ノ意ヲ表セラレントスト氏モ亦其養成シタル諸氏ノ今日既ニ重用セララル、ヲ見テ胸中自ラ爽快ヲ感セラルヘク且此諸氏ノ餞別ヲ受クレハ其愉快果シテ如何シヤ氏頃日某氏ニ語テ曰ク日本ノ警察ハ目下駸々乎トシテ益々改進ノ途ニ在リ予ハ十月ノ後再ヒ來テ其那邊ニ至ルマテ進歩シタルヤヲ目撃スルノ機會アラソコトヲ熱望ス今日ノ勢ニ由テ考フレハ必スヤ驚クヘキ進歩ヲ成就シタルコトナラント氏乞フ心ヲ安ソセヨ我國ハ多士ヲ以テ誇ルコトヲ得ヘシ氏ノ業ヲ紹クモノ何リ乏キヲ憂ヘンヤ冀クハ百年ノ壽ヲ全フシ他年來テ吾言ノ虛ナラサルヲ驗セヨ吾人ハ舊恩ヲ忘却スルコトナク雙手ヲ開テ老師ヲ歡迎スヘシ況ンヤ三百名ニ過キタル氏ノ教授ノ恩ヲ荷フ者ハ猶赤子ノ慈母ヲ慕フカ如クナランオヤ

恭ク氏並令閨令愛ノ健康ヲ祝シ併セテ愈々多幸多福
ナランコトヲ祈リ敢テ一言ヲ叙シテ別ヲ送ル

因ニ氏ノ歸途ニ關シテ聞ク所ヲ略叙セン條約滿期
ハ來ル三月五日ナレハ其後最近ノ米國郵船ニ搭シ
テ桑港ニ向フカ或ハ新造ノ加那太線英船其前後ニ
來着スレハ之ニ乗テブアンクローヴァーニ向ヒ米國
ニ於テハ桑港チカゴ、ナイヤガラ瀑布、紐育克等ヲ
歷遊シテ歐洲ニ歸ラントスト故ニ發途ノ日ハ未定
ナレトモ凡ソ三月七八日頃ナラント云フ又氏ハ伯
林ニ於テ方面監督ノ地位ヲ有セリ其本邦ノ聘ニ應
シタルハ一時賜暇ヲ得タルナリ故ニ歸國ノ上ハ直
ニ本職ニ就クヲナリ仍氏ハ大尉中ノ古顔ニシテ且
評判好キ人ナルカ我國ニ來リテ殊功ヲ奏シ得タル
コトニモアレハ次回ノ警察大佐ノ候補者ハ此人ニ
外ナラサルヘシト彼地ノ事情ニ詳シキ某氏ノ物語
ナリ若シ眞ニ其吉報ニ接スルノ日アラハ吾人ハ大

署に於て與ふることされるよし併し明文に依て斯く
なりしにはあらずして取扱上の便宜に出しものなら
ん尤も古物商取締規則及質屋取締規則にも警察署と
ある内に分署も包含し居るとになりし例もあれハ強
ち規則の明文なくとも妨けあかるへきか尙一言注意
し置くところあり分署に於て取扱ふことを許されたるハ唯
買受の許可を與ふる事のみにして貯藏及運搬に關し
ては依然規則の明文通り管轄廳及警察署の許可を受
けしむるものたることは是れなり

●男女混淆演劇

社界の進歩ハ演劇に影響を及ぼし歷史上の扮裝演藝
に活劇なる語を聞き竟に劇上の男女も眞男女を以て
して假裝男女を以てせず活劇の眞相を演せんとし男
女混淆の演劇を興行するに至れり東京を始め二三の
地方に於て實行せしめ掩ふへからず夫につき彼是と
六ヶ敷議論を爲すものありその重なるものハ風俗取

鵬ヲ擧ケテ遙ニ氏ノ幸慶ヲ分クントス

雜 報

●刑法の改正案

は過日彌々帝國議會に提出せられたり議會に於てハ
目下議案堆積の姿なれハ本年の會期中にハ兎ても議
定の運に於るましく思ひるれとも兎に角刑法は我警
察及監獄とも大關係大影響あるとされハ吾人深く之
を講究せざるへからざるの位置に居れり殊に監獄は
言はすとものとから刑を執行するの所されは全く
刑法の支配を受けるものとも謂ふとを得へし由て會
員諸君は篤と利弊のあるところを研究して高見を垂
示あらむことを望む

●分署に於ける火藥類買受の許可

火藥取締規則第十條に警察署の許可證を營業者に渡
すへきとを規定しあれとも此買受に關する許可を分
締の點に存す然ども是ハ謂はれなき議論と云ひざる
へからず成程男女相携て演藝すれハ道德を乱るの行
を爲す輩もあるへしけれどもそれは彼れ藝人同志の
事にして觀客即ち公衆ハ對しては格別波及する所あ
し然ハ則演劇の上に就てハ風俗を乱ることもなかるへ
一或は又演劇上男女の關係を演ずるとき觀客の感情
に格段なる想像を興へ爲めに風俗を乱るの誘因を作
るの嫌ありといへどもそれハ觀客の罪に歸せざるを
得ず畢竟迎へて之を觀ればこそ斯く格段なる感覺も
生ずへし假裝男女の演劇とても見て以て妙境に至る
ものハ其扮裝所作都て眞お迫りその假裝なるを忘る
るに在り故に此廉は以て風俗を乱るものといふを得
す是等の點に就ては混淆演劇を目して非なりとする
を得ざるへし併し此演劇取締の上に就ては充分注意
を要すへきとあり密賣淫の階梯となるの恐あるを以
て此點に注意を缺かされハ他の風俗上に於て毫も不

都合なるを見ざるなり

●銃獵の注意

冬期は銃獵する者多し而して銃獵に鍛練せらるる者屢々人に傷を負ふ者あり勿論一時の過失に出るとなるは疑わしと雖狡猾なる徒に在て其罪を追れん爲め其跡を暗ますなきを得ず發砲は鳥獸獵規則にも明文ある通人若くは人家に向てすることを慎むを第一とす警官若し銃獵者を撞見し其鑑札を調ふるときは宜しく之に謹慎を注意し以て過失を未然に防くへし

●玩弄紙片の行使

近來坊間に需く所の玩弄紙片にして其形狀兌換券の如きものありその色その模様等薄暮混雜の際等に一寸見違ふものありて屢々之を掴まされしものあり決して贋幣とすへき程の精好ものにあらされは少しく注意せば薄暗きときと雖まさか欺かるゝ様のとあかるへきに行使するものは惡くても餘あれども掴

へなければ其差出したる證書を以て直ちに登記を了するか故に詐欺者に於ては其騙術を逞ふするを得るなり抑其詐欺の手段は如何なるものかと尋ねるに爰に甲なる惡漢あり乙某の所有地數町歩あることを兼て知り又丙なる者あり此者は平素金銭貸借上の媒介を爲す丁某は丙の口入れにて是迄金銭を貸し出したるとありて丙とは知り合なり彼の惡漢甲なる者自ら乙某なりと詐稱して丙家に就き所有の地所を抵當として金若干を借らんとを依頼す丙は未だ乙某に面識なしと雖其名と所有地あるとは既に知る所たり故に甲の詐欺たるは少しも疑はす其依頼に應じて丁家に至り告ぐるに右の事情を以てす丁亦之を疑はす且是迄丙を介して金銭を貸付けたるとあるを以て之を諾し乃ち乙某の所有なる地所を抵當として甲と契約し其詐欺なること夢にも知らず相携へて登記所に至り契約の登記を受け而後金銭を受授す何と思はん契約

まざるゝものゝ油斷は約り油斷たるを免れず

●登記利用の詐欺

地方人民の質朴なる自己の正直を他に推及して疑はざるは一般の風にして其美は以て稱すへし然ともその醇正摯直なるか爲め測らざる詐欺に罹り多少の損害を蒙るとあり昨廿三年法律第七十八號を以て登記法を改正せられ引續き司法省令第七號（法律第七十八號の九月司法省令は十月あり）を以て登記法取扱規則を定められ之に依りて舊登記法第四十條にありし地所建物はその所在地戸長の證書を以て其所有者たる事及其物件に故障なきことを示すの條項を削除せられしと元との登記請求手續第三條にありし區戸長の證明したる印鑑を登記所に差出す簡條を廢せられたるとに因り登記官吏の登記を請ふ者の實印如何其地所建物は果して請求者の所有物に相違なきや否を調査すると能はず貸借者双方に於て異議の申立ては書に捺印したるの甲にして抵當の地所の曾て圖知せ

さる乙の所有ならんとは畢竟此の如き騙詐に陥るも債主に於て土地所有者の眞偽を憶めずして單に登記を以て此上もなき確實なる保證と偏信するの不注意たるの免れずと雖地方撰直の民登記所に信を置き登記簿に登録を得ば復動かすべからざるものとし規則の裏面に惡漢をして幾多の騙術を逞ふするを得るものあるを知らざるの致す所たり法律の人民の權義を保護するものなり故に貸借者双方出頭して合意の上双方實印を押捺したる契約書を出し登記を請ふに於て其權義を保護するために登記するなり詐欺者の智の金貸の才に凌駕す是を以て金貸の知らざる法律の抜け路を辿り其法律を利用して欺騙を逞ふするの實に言語同斷の事と謂へし警察官諸君宜しく部下の人民に注意して此騙術を避けしむへし某地方に於て昨年十月以來僅々三ヶ月間に此手段に乗せられた

るもの五件の多きを發見せりと云ふ

●京都市警察署の増設

京都に於ては市部警察署は是迄二署なりしを警察擴張の旨趣を基き今度二署を増設して四警察署とせらるゝよし

●日本監獄法講義に就て

日本監獄法講義の小河滋次郎君の編著に係り本會請ふて之を發刊せしに大に世の好評を博し忽ちにして初版數千部を頒了し今や急に再版せざるを得ざるの必要を見るに至りぬ當だに本會の光榮のみに非ず亦た斯道の爲に其前途の好希望を慶賀せずんば非ず本書の趣向体裁に就ては兼て出版廣告書の内其大要を告示し置きたる如く先づ大別して監獄則施行細則及び看守以下監獄吏員分掌例の三編となし各編に就き逐條精密明快なる講義的注解を施したり而して其之を注解するや内主務省の方針實例意向を以

て基礎となし外は泰西諸國の例規新主義新思想を以て裝飾となし精神のある所の字句を壓潰して灼然たる光輝を發せしめ精神の存する所と雖も理義の爲めに踏破蹂躪して復た生色なからしむ、然かも能く理論と實際とを密に調合して毫も相衝突水油する所あらしめず全編渾へて是れ道徳的の事に非ざるはなく又實際的の事に非ざるはなし著者か拘禁法、作業、工錢、賞罰、食料、教誨、教育等に關する規程に對し得意の健筆を振ひ一瀉千里の氣を吐て縱横無人に論し來り論し去る所を一讀するときは思はず案を拍つて快哉を呼ぶの想ひあらしむるとは當局者中老實家の聞へある某氏が嘗て記者に明言せられし所なり思ふに賞賛のある所の即ち論難の集る所にして本會雜誌も亦た是れより幾多の材料を把一來るの餘恵あるを期待す

看守以下監獄吏員の分掌例註釋に至つては殊に最も詳密鄭重にして全編皆な是れ當事者の時々刻々服膺すへき割切緊嚴の文字に非ざるはなし是に據つて直接に職務の性質要件を會得し彼れに就て行刑の旨義方法に通曉するを得へしされば記者か本書を紹介して各地看守教習用の教科書として、少くも坐右常備の藏書として監獄家諸氏の需求を促がすことの偶然に非ざることを知るべきなり、

●監獄評議委員會

監獄評議委員會の第一回は昨年十二月廿日(土曜日)の午後二時より内務省に於て開設せられ夜に入て散會せられたり其議題は監獄則施行細則第四十三條の末項に依り各府縣より伺出に係る規定外の作業にして之か認可不認可の別を評議せらるゝにあり随分議論少からずして第一回に議了せざりし由當日出席せられたる委員長清浦警保局長委員に大森縣治局長黒田内務省參事官大浦警保局次長妻木内務三

等技師河合中濱雨四等技師久米内務省參事官大塚内務大臣秘書官河村司法省參事官今井檢事大島文部省參事官の諸氏おして内務省御備獄務顧問セーパツハ氏も委員長の招聘に依り特に參列して作業の目的等に就き懇々演說せられ議按の説明は入本監獄課長之に當られたる由又第二回委員會は本年二月七日(土曜日)午後一時三十分を開かれ前會の續たる作業の件を評議せられたる由お聞き及べり監獄作業の獄治上に影響するは其大なること云ふまでもなきことなれば評議會に附するか如き鄭重なる扱をせらるゝに實に尤もの事と思はるゝなり

●萬國監獄博覽會の出品

客年六月露京聖比得斯堡に於ひて開設せられたる萬國監獄博覽會の事に就ては曩きに本雜誌に掲載する處ありしが該會へ本邦より出品せられたるものは十中の八九まで賣捌けたりと申事今其賣捌濟の品名を

間くに妖魔彫刻置物壹個、道戲蛙彫刻置物壹個、獨饅彫刻置物大小三個、山姥金時彫刻置物壹個、七室燒花瓶壹對、此等の代價合せて金百五拾九圓七拾錢(以上の警視廳の出品)麻氈毯壹卷、綿氈毯五卷、騎士彫刻置物壹對、此等の代價金六拾七圓(以上は京都府の出品)紫檀製卓壹脚、見掛紫檀陰花林製茶棚壹個、竹に貝及象牙填込花活壹對、此等の代價金百三拾六圓六拾六錢七厘(以上は大坂府の出品)藁真田紐大小三筋、此代價金三圓六拾五錢(兵庫縣の出品)洋服附屬品入函二個、代價金四圓拾五錢(長崎縣の出品)赤檜製花瓶壹對、竹製花活壹個、同小鳥籠壹個、同手提壹個、同水菓子入大小二個、此等の代價金九圓九拾八錢(以上の群馬縣の出品)絹ハンケチーフ壹ダース、絹テーブル掛半ダース、此等の代價金拾八圓壹錢八厘(以上は山形縣の出品)白瑪瑙製コップ壹個、全鼓鉦一組、紅瑪瑙製鼓鉦三組、紅白瑪瑙鼓鉦貳組、青瑪瑙鼓鉦貳組、馬蹄石コップ貳組、全大形壹個、全鼓鉦貳組、貝細工急須四個、全茶碗貳拾六個、全茶合貳個、全コボシ二個、全菓子鉢二個、全菓子皿二個、全匙四個、此等の代價金貳拾六圓貳拾四錢(以上の島根縣の出品)錦莞荳大小三枚、此代價金拾三圓拾錢(岡山縣の出品)藁輻子壹個、藁真田紐壹組、此等の代價金壹圓七拾貳錢四厘(以上は山口縣の出品)綴通敷物貳枚、此代價金五圓五拾錢(佐賀縣の出品)花筵大小貳枚、紫檀製花活壹個、此等の代價金拾圓五拾六錢(以上の大分縣の出品)洋燈臺壹個、此代價金拾八圓四十七錢貳厘(鹿児島縣の出品)玄昌石花活壹個、全額面壹面、此等の代價金百三拾貳圓貳十錢(以上の宮城集治監の出品)の數十品あり又賣れ残りり長短靴各壹足、綿フランネル六反、桑の葉飾五個、小倉織壹卷、巻煙草入壹對、菓子箸四膳、提籃壹個、書額十面にして是等は皆途中に於て破損し又は歐洲人により到底用途なきを取敢へず走一走して裏段に至れり議事堂の紅煙赤焰の中に包まれたり巡查憲兵の哨護線は既に嚴重に人民を制して濫りに近くを許さず蒸氣ボンブの水道の幹樋に由り注洒する水の勢の飛泉の懸るに似たり予は幸に哨護線内に入るを得たれり燒焚の光景消防の狀況等を詳察せんと欲し議院を一週したり扱予の初めて至りし時は最早二時過ぎにして發火の時を去る一時四十五分の後なりしか此時漸く衆議院の方倒れんとして倒れず貴族院の方の窓戸の透間より火光を見るのみにして黒煙屋上に充満たり正面の玄關はまた祝融の怒に觸れずして煙さへも噴かさりし此夜風の西北若くは正西なりしか煙の芝築地の方面に傾けとも議院の向邸ある相馬家のいと安全にして少の動靜を見ず微風にして焰火を送るの氣遣なければなり議事堂の裏手には兩書記官の官舎あり印刷局活版部の出張所ありどもに風上なれり安全あるを得

●議事堂の燒失

品々のみなりし由斯く賣捌け方の上首尾ありに其筋に於ても満足の事あるへしと推し測うられて心地よし

帝國議事堂の去月二十日の朝まだきに失火して高度全く消盡せりそも一月となりしより纔か半日の降雨ありしのにて連日晴乾殊に三十日頃は數日の間一點の雲なく亦風も強く吹かさりし十九日の夜の天明氣清く月さへも明かりけれり轉春寒を催し傾く月どもろどもに夜半もいつしか過ぎ行きて二十日の午前一時ともなりしころ警鐘沖天に訝へ渡りて眠を醒ますと急かれり失火の如何ある方角にやあらんと戸を推し見れり虎の門に當て紅煙天を焦かしさなから噴火山の夜景の如く火光遠く十數丁の外を照らして煌々たりその方角と云ひ紅煙の盛大あるより推考するに我帝國議會兩議院の炎上にあらすやと取る物も

たり斯くて貴族院の屋根に焼板たる時の火山の發噴もかくやと見擬ふばかりに火焰紅煙渦巻き立て天上に立沖る勢い凄まじくも亦烈けまきなんども云ふ計りありその中に玄關も焼け落ち裏手に續ける二棟も消失て残る煙突のみあり一四圍皆空虚にして他に延焼の憂なかり一誠に仕合なりし此火災は零時四十分に始り五時に終れり右の火災消防に三の利便あり一を見る第一風向きと第二四圍空虚にして他に延焼の憂なきと第三水利充分なると是なり蒸氣唧筒の府下の數を盡して集り裏霞の下露國公使館角に三臺議院前通相馬邸の角に二臺新橋の上二臺虎の門に一臺にして前の五臺は水道幹樋後の三臺の濠渠に由て無盡藏の水を注洒し別に一臺の蒸氣唧筒は議院庭上の噴水を利用し注洒するか故に消防に實に充分なる利便あり然るに消防夫の勞働上に付ては疑なきと能はすその水を注ぐを見るに外面の羽目板若くは

屋瓦の上にして屋内の焼材に向て注ぐを見ず成程延焼を防ぐには隣家の屋根若くは羽目板に注洒せば火焰の移るを防ぐの理あるべけれども此火災は大廈の内部より火を發したるなれば其外面に水を注ぐとも何の効かある實に徒勞にはあらざるか若し全力を以て内部に注ぎしなれば或は貴族院の半面は援ひ得しやも測られず唯惜しきとをしてけり聞く發火を見認めしは廿日午前零時四十分頃にて其場所は衆議院第四十一號室即ち二田氏資格審査委員室の入口の天井(廊下)の隅に螢火の如き青火チラ／＼と走るを見たり又尋て其二階なる政府委員室よりも白煙を吹き出しければ戸を打破りて内を見しに是も亦天井の隅に青火の徘徊するを見たり此時電燈線は赤色に變して天井より下り居るを見水を注て之を消したりとなん扱議場は如何と駆付け見れば之も同様電燈線のある部分青火の往來するを見るのみならず兼て消し置た

る電燈の明燈々と點火しありしに驚きたり貴族院の方は如何にやと馳せ行き見れば此方の別段異狀はなけれども決して點火せざる電燈に點火しありしを以て開閉器にて之を消さんとせしも其効なかりし由斯くて院内は上を下と騷擾一方ならず人のあらん限り消防手段の及はん限りは必至となりて盡力せしも火勢は次第／＼に盛に廣かる計りなれば最早や詮方なしと諦め書類其他の器具搬出に従事せしとなん右の狀況なるを以て此發火の源因は電燈線なるへしと斷定し即日衆議院書記官長は官報號外を以て左の如く報告せり

火ならんと云ふものあれども議院内の狀態を知らざるもの、構造説たるに過ぎず其源因を電線の騰熱に歸するや又は煙突の漏焰に歸するや斷定するを得ざれとも放火を爲すへき餘地なきとは斷して疑はざる所なり开は天井の隅より發火せしにて明なり

● 巡査の襟手袋

昨夜失火ノ原因ハ衆議院政府委員室電管熱度暴騰シ爲ニ發火シ他ノ電管ニ移リタルニアリテ終ニ防火ノ手段之ナキニ及ヘリ依テ不取敢此段御報告申候也

巡査は襟手袋を給與せざるを以て正則とするとは先に之を記載せしが聞く所によれば強て之を給與せざるにもあらず尤も手袋の如きは寒地に於ては之を給與するの例あれとも今日に至りては最早や寒暖の別なく之れを給し襟も亦同様となりたるとか此程ある地方よりその筋へ伺出たるものあり地方議會の議決を経て巡査に襟並手袋を給與せんと欲す依て認可を請ふと乃ち之を許す而して此地方は決して寒地でなく頗る温暖の地方なり是より給與品に小變更を來するへし

●警察部會計事務に關して

地方官官制の改正に依り警部長に屬したる會計事務を取り除かれたるを以て警察部に於ては會計事務を取扱ふ事なく従前の主計課は自然消滅と歸したるとは本誌に於て先に記載せしが此頃聞く所によれば警察費豫算の下調、被服貸與品の豫算下調、警察上寄付物品に關する下調、用度物品需用の下調等にして金錢の出納に關せざる事務は依然警察部に於て取扱ふて妨けなしとを併し豫算事務の主掌は内務部第一課に在れば警察部は其所屬の豫算編成に供する下調を爲すに過ぎざるへし又被服其他需用品の豫算とても其買入及供給するとは第四課の主管なれば警察部に於て直に之を爲し得ざるは當然なれども或は誤て警察部の主管と爲すものもあるやに付茲に一言す

●警視廳劇場取締規則

警視廳は客年八月警察令第十四號を以て劇場取締規則違警罪の制裁に勝る万々なり各地方に於ても此の如き取締法を設けられんことを冀望す

●典獄心得の名稱

を今日にても聞くところあるは吾輩の了解し難き所なり地方官々制第三十四條第二項に典獄事故あるときの上席書記知事の命を承けて其職務を代理すと明記あるにより若し典獄缺員なるか又疾病不在等の場合に於ては當然典獄代理の名義を以て上席書記其職務を攝行するとなるへし既に集治監に在て同官制第八條に由り典獄事故あれは上席書記典獄代理と稱するとより聊か疑を記して垂教を待つ

●囚人の名稱

改正監獄規則にて専ら已決囚の有とあり未決者は刑事被告人と呼び全く囚人と區別するところなり然れとも今の所謂刑事被告人ありとて囚人にあらすといふ決して言ふ可らず自由を剝奪せられ身体を拘束せ

則を發せり其規則中最も漸新にして且感服するものは第五章に觀客の心得を定めたる是れなり其條に曰

一 放談高話其他喧噪ニ涉り他ノ妨ケヲ爲スヘカ
ヲサル事

二 濫リニ舞臺ニ上リ又ハ花道ヲ徘徊スヘカ
ヲサル事

三 帽子ヲ冠リ他ノ妨ケヲ爲スヘカ
ヲサル事
四 袒裼裸体頻冠リ其他之ニ類スル不体裁ノ所爲
アルヘカ
ヲサル事

前條ノ所爲アルヲ認ムルトキハ之ヲ制止シ若シ肯セサル者アルトキハ退場セシムルコトアルヘシ
と此條に對しては違警罪の制裁はなしと雖之れに依て觀客は安全に觀劇の樂を悉くすとを得他人の爲めに自由を妨けらるゝとなかるへし而して警察官の退場を命ずるは他の自由安全を保護するの一手段にして

られ居る限り立派なる囚人あり唯刑の確定せざる間は彌々犯罪人なるや否不分明なりと言ふ迄なり既決囚未決囚の名稱の言ひ既に歴史的の價格ありむさ々々之を湮滅するところ如何にも惜むべき次第なれ成るへくは此名稱を復舊せられんことを望ましかれ

●新任典獄

前號に警部長及典獄の現員に就て掲出し其缺けたるを追て掲出すべきことを記し置きたり依て其後就任したる典獄を左に掲ぐ

一 茨城縣	典獄	酒泉温忠
一 石川縣	典獄	高北忠吾
一 島根縣	典獄	遊佐正人
一 熊本縣	典獄	小池浩輔
一 沖繩縣	典獄	奥川泰安

●郡市警察署の併置

右にて猶三名の缺員あり静岡岐阜福岡の三縣是あり

地方官を制改正に由て生じたる不便の内是迄市に設置したる警察署も其全部を管轄せしものは今は總て各箇分離せざるを得ざることあり故あ市の外に警察署を設置するにあらざれば官制に抵觸するを以て之を郡に設置せんか郡中設置すべき好位置否適當の部落なし是に於て乎亦如何とすると能はざるに至れり今聞く所に據れば此境遇にある所は市の警察署に郡の警察署を併置し署長の之を兼勤するを可なりと一門標に一方に何市警察署とし他の一方には何郡警察署と掲げ出すを得ることになりし由

● 昨年内務省令第五號

の施行期限に就て疑惑を懐かるゝ向もありとか聞けは左に一言せん本令には施行期限を特定せられず故に無論通常の施行期限に據るとあり（公文式の規定の通）而して甲乙地方に交渉する事件萬一之あらは義務者たる地方の施行期限に由るべき筈ありと言へし警罪のあるありその隠密の手段を行ふものに對して一片の規則豈能く之を防制し得んや故に曰存則の適理にあらす

● 巡查の道路を避讓すへし

官尊民卑の餘弊猶未だ除去せず巡查にして謂われなく人民に傲るものあり就中道路を避讓せざるは甚しと謂つへし道路の公共の道路にして巡查とて幅を利かせるを得ざるものとす又避讓したりとて警察の威嚴に關するにもあらす巡查諸君の反省を希望す

● 市谷監獄分署

池上新典獄の赴任以來着々改良事業に銳意實行せらるゝとの事々兼て聞く所なりしが頃日同監獄を參觀せし或る監獄家より傳聞する所に據れば其改良の顯著にして且つ事々物々注意の最も周到なるに豫想外の感ありと謂へり實見する所現行監獄則等の規程に抵觸せざる限りは大に獄務顧問セーパツハ氏の意

り

● 露國臘虎獵船の失踪

客月下旬朝鮮元山津を發し北方に向ひたる露國の臘虎獵船一雙は其後行方知れず浦潮斯德にも至らぬよして該國公使より其の搜索方並同船の行衛を報知せられんとを其筋へ申告したるを以て北方沿海の府縣へ通牒せられたるよし併し日本海に漂流し居るにあらざるへしと思ふ

● 藝妓取締規則の廢止

同規則を廢止したるは一昨年廣島縣を以て嚆矢とすその後數縣に於て之を廢し猶續々廢する勢あり是の頗る適理にして却て此規則を設け置くこそ不適理といはざるへからず何とあれは藝妓の當然地方税を納め正業を營むものなれば之れに向て嚴重なる取締規則を設くるは謂われなきとなりとす尤も風俗上に關し規則を必要とする論者もあれども罪を構成せし見を採酌して各課の帳簿類の様式を一變し看守勤務法の如きも一面、大に冗員を節減し一面、分掌規律を確定して、視察周密の旨義を主要となし、遇囚は一に嚴正均一の方針を取り紀律の命する所の一步も假借する所なく之を責罰し、監獄自らも亦た整秩潔白の好模範を以て四人に示し、四人をして寸隙の由て乘するの間機なからしむ、上等司獄官會議の如きも亦た毎日、規律正しく之を實行し遇囚諸般の事を討議研究するのみならず典獄の又、時々其方針を示し意見を述べ且つ必要の訓授をなす、建築の不完全なるは今更ら言ふ迄もなきことなれとも然かも彼の大雜居房なるにも係りらず四人在房（就眠前に於て）中の狀況を観察するに其靜肅なること幾んど無人の境の如し人をして、如何なる秘訣ありてか能く斯くの如く靜肅なるを得るかと疑はしむる計りなり云々といふ某氏が記者に直話せられたる所の大要なり

●監獄官練習所

に於ては客月初旬臨時に小試験を行はれたるところ其成績大抵良好なりしと申事誠に悦ばしき至なり其後インフルエンザ病受業生間に猖獗し一時已むとを得ず授業を休止せられたるところ逐々患者も減少せるを以て去月廿六日より通常の通授業を始められたる趣なり何分にも病勢猖獗の折には患者數十餘名に至りたることもありとかなれとも大患に陥りたる者のあらずしに實に幸といふへし前記の如く休業日數僅かに十日斗ふ過ぎされは只今の處豫定の通卒業の運になるへしと申事尤元來材料の澤山なる割合には授業日數不足なるに由り過般の休業の爲めに尙更困難を加へせしハハ氏の如きは駢足調にて講義を爲し居ると云ふ

國の遂に就かるへしと云ふ同氏の薰陶を受けられたる諸君は氏の名譽となるべき相應の趣向を按ぜられたいとこそ（慇懃なる告別の書狀など最妙ならんか）

●監獄支署の廢止

刑の執行を確實にし、其の他罪囚拘禁の目的を貫徹し、兼ねては經費節制の實を挙げしめんか爲め、小監獄にして廢止し得るもの可成之れを廢止する様計圖すべしとは嘗て其の筋より地方長官へ訓令したるやに聞及び、爾來各地方に於ても右の旨意を奉體し今日までに廢止せられたる小監獄の數、殆んど十斗に及びたりしが、佐賀縣に於ても本年一月十五日限伊万里監獄支署を廢し、刑事被告人及び刑期十日以下の輕禁錮囚、並に拘留囚は同地警察署に拘禁し、其の他の囚人の唐津監獄支署に押送し、爾後此の監獄に於て刑を執行することと定めたりと云ふ

●ヘーン氏の備期限

は來る三月五日なれは同月初旬の内には出發して歸

●假出獄認可及び停止人員

昨廿三年九月より同十二月に至る四箇月間に假出獄を認可せし人員總計は百七十人又假出獄を停止せし人員は十一人にして其の廳府縣別等は左表の如し

(第一表) 假出獄認可人員府縣別

廳名	人員	廳名	人員
警視	六 賀滋	山口	一
京都	一 岐阜	四 和歌山	七
大坂	一 八長野	八 徳島	六
神奈川	七 宮城	三 愛媛	一
兵庫	六 福島	一 二 高知	一〇
新潟	三 岩手	一 福岡	五
埼玉	一 青森	三 大分	一
群馬	九 山形	一 佐賀	二
栃木	九 秋田	一 熊本	七
三重	一 一 福井	二 宮崎	一

(第二表) 罪名別

罪名	人員	罪名	人員
貨幣偽造	五	謀殺未遂	八
貨幣偽造	六	故殺	八
官文書偽造	三四	故殺未遂	一
官文書偽造	二	毆打致死	一〇
官文書毀棄	一	毆打創傷	一
官印偽造	三	自殺下手	一
官印盜用	九	幼女姦淫	一
私印文書偽造	二	監守盜	二四
謀殺	一	竊盜	二
竊盜	一	放火未遂	四
放火	一	合計	一七〇

(第三表) 假出獄停止府縣別

廳名	人員	廳名	人員
北海道	一	三重	二
愛媛	一		

兵庫	一	愛知	一	福岡	一
茨城	一	岩手	一	合計	一一
神奈川	一	石川	一		

以上の三表は一月廿四日の官報より抄出せるものにして共に内務省の調査したるものに係る、第一表に就ては別に吾輩の言へんと欲するものなければども、第二表に就ては特に大に注視すべきものあるを見る、蓋し此の調査は僅かに四箇月に亘り、夫の統計に據りて事實の真相を發見するに充分の材料を缺くと雖とも尙ほ多少事實の真相を窺ふに足るものあるを信ず、今該表に就き貨幣偽造と貨幣變造とい罪質同一あるに因り之れを合算し、又官文書偽造官文書變造官印偽造官印盗用私文書偽造に俱に同性質なるに付き之れを合算し、其の他同様の方法に依り罪質の類似せるもの之れを併算し而して其の數を以て之れを假出獄認可の總數に對比するに、官私印文書偽造等

並に停止の原因をも表示せられたることあり、序ながら本調査に因みて今一つの希望を述べんに向後の受假出獄者の年齢をも調査せられたことは是れあり、假出獄の單に改悛の情狀如何のみに由りて許否せらるゝものに非らざれども、右年齢をも併せて調査せらるゝとき年齢と悛否如何の關係をも知り得られ是れ亦獄制上有益なる事項を啓發するの材料を供給するものと信ずれりあり

●監獄の建築工事

に關する報告には二種類あり一は週報にて豫め許可を経て着手したる工事の落成報告あり他の年報にて二十二年六月訓令第廿七號に由ての報告あり此第二十七號訓令の集治監假留監に關係なく且豫め許可を経たる建築にも關係なし又其年中に建築を爲さしめしければ報告するを要せざることありと曰ふ

●死刑場

に關するもの殆んど全數の二割九分を占め、之れに次ぐものの強盜にして殆んど壹割五分を占め、又其の次ぎの監守盜にして一割四分弱謀殺の一割強其の他は孰れも一割以下なり、則ち之れに因りて觀るときは罪質にして多少の智識あり、巧機ある者に非されば犯すことを得ざる犯罪に就ては假出獄を得るもの割合に多く、即ち此の種の犯罪人の他の犯罪人に比して改過に敏あることは是れあり、而して此の事實にして果して真相を得たるものとせば、監獄所遇上并に刑制上大に吾人の思慮を盡すべき所たるを信ず、故に吾輩は猶ほ此等事實の觀察に怠たるを戒らんことを期す、又第一表第二表の廳府縣別と罪名別とを示し、吾輩に對照の便宜を與へたるに第三表に至りては單に廳府縣別のみを示し、罪名別を示さざるは恰かも人に一眼を缺くか如き心地せらるゝ、以後の假出獄人員に就ても其の最初に犯したる罪名、は控訴院所在地の外大概新改築を見合せられて然るへしと思考す何故なれば如今重罪囚にも控訴を許可せらるるれは死刑に處せられたるもの、控訴せざるか如きと萬々あらざるへしと想像せらるる果して悉皆控訴するものとせば控訴院所在地へ送致せられ其所にて執行を受くへけれりあり

●新入監房

の設け自今必要なるへし設け夜中と雖令狀を付して監獄署へ送致せらるるは何時たりとも接受せざるへからず然るに夜間拘留置監の開房を行ふに目今の如く雜居房に在ては最も不都合あるへけれり別に一時新入監者を入れ置くべき監房を備ふるとの急務なるは一言を辨するを要せざるべきなり

●獄則違犯に係る物品

を沒收するともあるやの趣を耳にしたれり念暗しに一言すへし抑も沒收は法律に明文あるの外處分すへ

からさると勿論あり従て獄則を犯して所持する品を
發見するも之を沒收すへからす一時取上げ置きて釋
放の際に返付するを要するなり實に不便の至ありと
雖現制の下に於ては他に如何ともすへからざるあり

●川村矯一郎君の訃音

官制改正、典獄の位置を進めて高等官に班列せしめ
らるゝや、川村前静岡縣典獄の如きは官報紙上先づ
第一着に榮進叙任の沙汰を見るへしとは何人も豫想
して疑ひざる所ありしに、思ひきや、第一次に於て之
を見ず、第二次も空しく過ぎ、第三次第四次に至つて
も終に君の姓名を見るお及はすして、圖らずも、一片
の飛書は吾人に傳ふるに君の訃音を以てするに逢へ
り、吾人何人ぞ驚嘆且つ痛惜せざらんと欲するも得
たや、君か監獄事業に熱心且つ精勵なりしこと世
人、皆之を知る君が治獄の實務に堪能なる且つ其
理論お曉通せる超群の名家たりしとも亦た世人能く

に關すること尠からず況んや君の如き敏達精勵且つ
老實ある名士を失ふに於てをや、君の死を哀むは獨
り静岡監獄の爲めのみならず斯の事業の爲め最も
痛惜の至りに堪へざるなり而して君の直接に静岡監
獄に於ける又の出獄保護會社に於ける熾々たる治績
の如きは次號以下に於て追々讀者諸君に報道するこ
とを怠らざるへし尙ほ終りに一言の讀者に報道すへ
きことあり他あし未だ君の榮進を見るに至らざりし
所以のものは吾人の仄かに傳聞する所に投れば資格
年限に於て少しく欠くる所ありしが爲めありと謂ふ
こと即ち是れなり、嗚呼悲哉

●關長鷹君の訃音

訃音又訃音、天、何んぞ禍を我が監獄社會に下すこと
の甚しきや、監獄家中、實着精勵の聞ありし東京集
治監前副典獄關長鷹君も亦た遠逝せられたり、君の
本官の外、公務上に於ては監獄官練習所の取締と

之を知る、改革の前途に横はる幾多の障礙をを除却
して其自信を貫き公義を達するに憚らざる勇氣ある
擔力家あるとも亦た世人の之を知る者少からず然れ
ども其實量にして能く人を容れ、慈仁ふして博く衆
を愛し、上下輯睦、下僚をして常に樂んで繁劇ある獄
務に刻苦精勵せしむるの特能に至ては親しく静岡監
獄の實況を目撃せるものゝ外は或は未だ之を知らざ
るもの多かるへしと思ひ、吾人が常に君を敬重せ
し所以のものは寧ろ此に在て彼れに非ず、口舌の士
は得易きも實行家を得るは難し、實行家を得る尙
は未だ甚だ難しとせざるも統御の才に富める者を得
るは難く蓋し焉れより大なるはあし、川村君の如き
の則ち實に當世、得難きの名器ありと謂ふへし、今や
監獄改良の機運漸く熟し、前途、多望且つ多難にして
従つて人才を需用するの急切ある未だ今日の如く急
且つ切あるのなく實に一人の去就も斯の事業の消長
て硬澁ある學務を處理し又集治監會計主務官として
繁雜ある計算事務を兼攝し、私事に於ては日本監
獄協會の主幹として能く圓滑に會務を幹施し君の一
身は監獄事業の爲め幾んど寸隙だもあらずしと謂
ふも可あり、其死期の迫る時に至るまで尙ほ傍侍者
に向つて獄務を語りしと言ふ所を以て之を見るも實
に君か斯の事業に銳意熱心ありしこと知るへきあ
り何んぞ痛悼に堪へん、石澤老典獄の悲傷亦た幾何
ぞ

●看守長の服制

を改正せらるへし典獄の服制を制定せらるへしなど
と傳唱する者往々ありとか聞く然れども吾輩の耳目
の聰敏ならざるに由るか未だ曾てこれに關する確報
を聞せず蓋し何等かの誤聞あるへしと想像せらる
其故は看守長の制裝あるを要する所以は紀律を以て
看守以下を指揮すへき職務あるか爲めのみ是を以て

統計

一定の徽章ある服装と帯剣とさへあれば則ち足れり
とすへし特に美麗なる服装を必要とするの謂れあら
ざるべきなり且や看守長の職務を行ふは通常監獄内
に止るを以て他どの比例を顧るの必要もあるともし
設け警部の服装に近頃改正ありたれりて之かため
に看守長も同じ其服装を改正せざるへからすとの理
由あるへからす警部に在ては重大ある必要を感じた
れば夫の價の貴き改正をも實行せられたるとあるへ
けれども看守長に於ては格別ある必要ともあらさ
るに強てかゝる改正を斷行し以て各自の肩上に重荷
を負担せしむるか如き處置にあらざるへしと摺磨せ
らる警部の服装の如きは一揃百餘圓の大金を費さ
るへからすと申事されは看守長諸君の爲めに此等の
莫大ある失費をからんとを祈りて己まざるなり吾輩
も典獄及看守長の服装に就き多少説なきにあらされ
とも目下緊急の問題とも思ひされは他日機會を待て

吐露する所あるへし兎に角看守長諸君の中には前記
の如き風説に惑はれ心配さるる向もあるへけれ
い敢て諸君に向て差向き御心配に及はざるへしとの
一言を呈せんとす

統計

東京の火災統計表

茲に東京の火災統計表を掲出して讀者の參考に供す
、但し明治六年以前の分に關しては充分ある材料に
欠くを以て遺憾ながら之れを略す、明治七年以後は
精細ある調査の其の筋に備はるを以て茲に明治七
年以降二十二年に至る十六ヶ年間に於ける毎年の焼
失戸數及び焼失建物坪數並に此の二者の總戸數及び
總建坪數とに對する割合を示す

年 度	總戸數	燒失戸數	總戸數百ニ對スル燒失戸數ノ割合	年 度	總建坪數	燒失建坪數	總建坪百ニ對スル燒失建坪ノ割合
明治七年	二二、一九四	一、六六六	〇、七	明治二十二年	三〇、三、一九二	一、〇、三	〇、三
明治八年	二二、四七一	一、九六二	〇、八四	平均	二六、三、〇三九	五、一五四	一、九五
明治九年	二四、九、五五	一一、六〇〇	四、六四	明治七年	二、四四三、七二	一七、一五八	〇、七〇
明治十年	二五、〇三七	四、二二三	一、六五	明治八年	二、六八、七四八	二二、九五九	〇、八一
明治十一年	二五、七九	六、〇九一	二、三五	明治九年	二、八七五、五六	二六、九二	三、七二
明治十二年	二六、〇、五六〇	一一、二六〇	五、〇八	明治十年	二、九七、一〇七	四五、六〇〇	一、五五
明治十三年	二六、三八五	六、二四二	二、三六	明治十一年	二、九六、九一八	五七、三三	一、九二
明治十四年	二七、六五五	二、二四〇	八、〇〇	明治十二年	三、〇〇〇、七八	一〇三、四九七	三、四四
明治十五年	二九、一八一	一、五三七	〇、五一	明治十三年	三、〇三八、六五九	六六、五七七	二、一八
明治十六年	二二、八七七	六四一	〇、二六	明治十四年	三、一七、五八三	二六三、九四六	八、二五
明治十七年	三三、九、四一	一、九九五	〇、九	明治十五年	三、四四、四八三	一八、一二七	〇、五二
明治十八年	二五、〇、〇五	二、四七二	〇、九	明治十六年	二、三〇五、〇六	五、三〇一	〇、二
明治十九年	二九、二、二〇	二、四八六	〇、八五	明治十七年	二、三〇〇、一八三	二〇、〇八四	〇、八六
明治二十年	二八、七八〇	三、二六二	一、二	明治十八年	二、四三、七四二	二八、三〇三	一、一六
明治二十一年	二八、八三	一、七九	〇、六二				

統計

統計

明治十九年	二、七五〇、四六八	二七、四六六	〇、九八
明治二十年	二、八〇六、二六一	一九、六〇四	一、〇五
明治二十一年	二、九一九、二六三	一四、六九四	〇、五〇
明治二十二年	三、〇四九、七四四	二二、九〇八	〇、四二
平均	二、八三三、〇一一	五二、四四七	一、八五

又右の計數を利用し試みに左の一表を製作したるに頗る面白き事實あるを發見したり、此の表の上段は即ち一戸當りの平均建坪數を示すものにて、則ち各年度に於ける總戸數を以て總建坪數を除したるものなり、下段は焼失一戸當りの平均建坪數を示すものにて、則ち各年度に於ける焼失戸數を以て焼失建坪數を除したるものあり、今此の表に依つて視るに一戸當り平均建坪數は明治十六年度以降に於て著しく減少したるを見る、此れ減少の理由は多々之れ有るべけれども吾輩の主たる原因と認むる所は即ち家屋稅法の施行に在るへしと信ず、家屋稅は他の目安の

年度	一戸平均坪數	焼失一戸平均建坪數
明治七年	一一、五	一〇、二
明治八年	一一、五	一一、一
明治九年	一一、五	九、二
明治十年	一一、五	一〇、八
明治十一年	一一、五	九、三
明治十二年	一一、五	七、七
明治十三年	一一、五	一〇、六
明治十四年	一一、五	一一、八
明治十五年	一一、五	一一、八
明治十六年	九、六	一一、四
明治十七年	六、八	一〇、〇
明治十八年	九、六	一一、〇
明治十九年	九、四	一一、〇
明治二十年	九、七	九、〇
明治二十一年	一〇、一	八、一

外坪數をも一つの標準とするものなれり納稅者に於て出來得る丈の家屋の規模を縮小にするを以て利益ありとなす、即ち家屋の額數又は焼失等に由り家屋の新築を要するときは居住上の都合を害せざる限に於て可成之れを縮小にするの傾きを生したるものと察せらる、又二十一年以降に於て前年度に比して稍々増加の勢を示すは此兩三年間に於て宏大なる建築の彼所此所に起れるに由る、又焼失一戸當り平均建坪の段に於て之れを一戸當り平均建坪の段と比較するに初めの數年間は之れを後の數年間に比するに比較的に焼失建坪の少あるを視る、是れ畢竟火災に罹る建物の多くの矮屋茅舎なるに因る、然るに後の數年間に至りて全く反對の事柄を呈するは火災の頻繁なる、即ち繁華ある場所に於て右の如き矮屋茅舎の漸く跡を收め、即ち家屋の建築上に於て多少改良したる所あるを視る

明治二十二年 平均 一〇〇 一〇、一 二、七

●監獄の作業に就て 城北竹陰生

監獄の作業は獄治上最も困難とする所のものゝあて其種類に制限を附するの可否に就ては今日我獄務上の一大疑問に屬す抑々作業の一伸一縮は忽ち囚人の使役方に影響し又監獄の經濟に關係を及ぼし實に輕々看過すべきものにあらざるあり

夫れ獄治の要囚者を矯正し以て再犯を防遏するにあり作業は即ち囚人の感化を誘助するの手段として職業を教へ其出獄後倚て以て自活し得るの道を得せしめ又能く勞働せば衣食を得意情に流るれり飢渴に迫るの恐れあることを悟らしめ衣食を他人に仰かざるの習慣を養成せしむるに外ならざるなり作業にして囚人の感化上に効用なく再犯を防遏し得るの實効なきものは監獄の作業と爲すに足らざるものと認めて可ならん否監獄の作業と爲すべきものに非ざるへ凡そ罪を犯して縲紲の辱を受け常々囹圄に呻吟する

者の多く無頼無職の徒にして就職の道を得ざる者あり之に職業を習得せしむるに即ち就職の道を得せしむる所以なり是を以て監獄に作業を設置する必要あるなり然るに作業の種類を制限し出獄後の自活如何を顧みざるべきの假令刑満ちて出獄するも手に修得したる職業なく心に感得したる知能なく出獄後自活の道を得ること能はざるを以て自ら惡事と知りつゝも之を顧みるに違あらず他人の衣食を奪取して以て已れの衣食に供し再び監獄に來るの己むを得ざるの結果を現出す若し又懲戒驅役専ら苦痛を與ふるを以て感化遷善の要となし之に由て以て監獄に再來することを防かんとするも蓋し其効果を見ること能はざるなり何となれば在監中の束縛せられ止むことを得ず恨みを吞んで就役し陽に改悛の狀を装ふも心中其不當なるを唱へ恨を抱くこと日に重きを加へ終に復讐の志念を生ずるに至り出獄するに及んで他事を顧

みず復讐の時機到來せしか如き念慮を生起し直ちに惡事を犯して監獄に再來し徒に再犯者の増加を見るに至るかり設し此の如く復讐の念慮を抱かざるも元來衷心より好て就役するの念慮を發したるにあらざれば業務に勉むるの習慣を得ず出獄後更に束縛せらるゝ所なきに依り再び怠惰に流れ放逸に失し勤勞を事とせず生計に困むより他人の財貨を窃取し或は出獄後一時に快樂を貪て在監中の苦痛を償却せんと欲し出獄するや否先づ快樂を貪る爲めに奪略掠取のみ是れ事とし法網に觸れて監獄に來るを憚らざるに至る此の如くにして再犯者の増益を防かんと欲するも得へけんや

已に再犯を防遏するの手段とあらざれば作業を設くるの要は果して何くにかある我か監獄則施行細則に於ても作業の種類を定めあるにも拘はらず内務大臣の認可を経て各地方の便宜に依り他の作業に服役せ

しめ得る取除け法あり是れ即ち實際の便宜を酌量し作業の目的を貫かんか爲めあるべし蓋し作業は需用に應せざるべからず若し此に着目せず徒らに規定内の作業のみを設置せし其製造品は空しく倉庫に堆積し如何ともあすへき手段なく經濟を亂る果して幾許あるを知るべからず又小數の作業のみにては勢盛大に爲さるへからず之を盛大にせば必ず民間の職業を妨げ云ふべからざるの弊害を醸出す其他種々の事情ありて規定内の作業を悉く設くること能はざるの場合あきを保し難く且作業の種類少數あるとき實際の使役上に支障を生ずるの恐あることならん又作業の種類僅少なるときは出獄後自活の道を得せしむへき方法を講ずる能はず彼此の不便不利あるあり已に監獄則施行細則に於て活路の存する上は徒に種類を限定するの必要なし之を利用して以て一は作業の目的を貫き一は經濟を誤らざらしめざることを勉む

るに當局者たるもの、當に注意すべきことあるへし作業の種類を限定し勞働強きもののみを定むるとき懲戒上甚た可あるか如くあるも實際に然らず懲戒の適否は業の種類にあらすして其賦課法如何にあるのみ假令勞働強き作業にても之か科程を寛にするとさし懲戒の實を擧げ難きあり又入監前土方職たりし者入監後土方に従事せし更に其痛苦を感せず若し痛苦を感せしめんとせし却て坐作の業に就けるこそ其効用著しきものなるへけれ故に懲戒を目的とするも勞働強き作業のみを設置し夫れにて懲戒の目的を貫き得るとするに未だ皮想の見たるを免れず況んや作業の目的は果して何れにある乎を熟知せざるに於てをや

論して此に至らば作業の目的の一に懲戒にあらざるを知るに足る然らば作業の種類は之を限定するより監獄の規律を誥乱せざる以上の事ろ其多きを要する

の忽論ありとす而して監獄の經濟如何を顧るに内務省統計報告書に據らば十九年度の全國監獄費各集治用も包含す 決算額ハ三百四拾貳万四千四百四拾壹圓以下倣之 監獄建築修繕費は之を除く以下倣之にして廿年度決算額ハ三百九万貳千九百七拾八圓あり又廿一年度の豫算額ハ三百拾七万貳千八百八拾六圓にして廿二年度の豫算額は二百九拾六万七千五百九拾壹圓なり監獄に費す金額ハ夫れ此の如く多額なり然るに其工錢より監獄に收入する額ハ十九年度に於て五十五万四千三百九拾六圓廿年度に於て五十六万九千八百八拾圓廿一年度に於て五十二万二千八圓に過ぎず 廿二年度分は未詳其他作業より生ずる收入も幾何か之あるへきも差したることはあかるべし作業の種類を限定せざる曩時に於て尙ほ且つ然り若し作業の種類を限定せし其收入の減少するや知るへきあり己に曩時に於ても入ること少あくして出ること多く監獄の經濟を保つ上に於ても其困難なるを見る是れ大に顧慮せざるべからざる一要件ありとす吾人の作業を以て懲戒の具となし徒に作業の種類を限定するは斷して獄治上並に經濟上策の得たるものと爲すを得ざるなり故に淺見を顧みず敢て一言を記して以て當局者の注意を喚起せんと欲す



雜錄

●遊獵職獵取締ニ就て

職獵ハ官吏服務紀律に載す所の商業部類にあらざるハその筋の令達に據て判然たるハ既に讀者諸君の知る所なり之れに依て近來遊獵の免許者を減して職獵の免許者を増したるハ事實の掩ふへからざるものあり殊に地方に於て然りとす其官吏でありながら否寧ろ高等官の地位に在る者にして恬然恥るゝとなく職獵の免狀を受けて遊獵するものありと聞く思はざるの甚しきものと謂つへし諸君彼の鳥獸獵規則を繕て讀一讀せよ其第一條に曰小銃を用て鳥獸を獵し生業とする者を職獵とし遊樂のためにするを遊獵とす此の生業とする者と遊樂のためにするものと二様に區分を明記したるハ何のためなるや第五條の免狀税に

關してあり其免狀税の額ハ職獵を壹圓とし遊獵ハ其十位とす今遊獵者減して職獵者の増したるも其實生業の爲めにするもの多くして遊樂のためにする者減したるにあらすして納税額に非常の差違あるか爲めなり官吏教員皆職務あり職務に對し俸給あり則ち此人々の生業ハ公務教育にして之に由て得るものは俸給なり此人々にして職獵免狀を受く何ぞ事實に反するの甚しきや職獵ハ鳥獸獵を以て生業とするもの之を換言すれば鳥獸を獵獲し之を販賣して得たる金銭にて生活を爲すものに許可するものにして他に平生の職務を帶ひ俸給を得る者その職務の餘暇銃獵に従事する者に許可すへきものからんや然るに今は生業のためにすると遊樂のためにするを問はず總て職獵免狀を與ふるに至れるは亦怪訝の至からずや地方管廳は何故に之を許し其請ふが儘に職獵免狀を與ふるや其筋に於て職獵を商業と見認めざるハ官吏服務

紀律に於ける關係にして鳥獸獵規則の上に干渉するところし且つ商業と見認めざるを以て直に官吏に職獵を許したるなりと云ふを得ず故に官吏教員（官公立學校に従事して俸給を受ける）に在ては職獵免狀を受くるを得ざるものとす當務者或は云ふ願書に於て記載なき故官吏あるや否を知るへからすと諸君鳥獸獵規則第三條を見よ願書に族籍職分住所姓名年齢を詳記しとあり若し願書に職分の記載を缺くものい之を記載せしめて可かり何を願書に於て之を知るを得ずといふを得んや又或は云ふ願書に詐欺の記載あるときい之を如何ともするを得ずと是れ其理あきにあらずと雖官吏教員等にして豈官公署に對し詐欺の記載を爲すか如き不道德の行を爲すものあらんや若し亦詐欺の記載を爲したりとせん欺法律の在るあり之を處罰するに於て何か有ん諸君鳥獸獵規則第十五條を見よ銃獵を生業（生業とい生活の爲めの職業ものにあらずして職獵免狀を携帯するに於ては直に告發すへし斯くするとき自然に此紛雜を除却するを得へきあり近來警察官吏にして銃獵反則者を告發したることを聞かす其執行の寛なるに職由せずんばあらず

●明治廿三年中の監獄記事

明治廿三年は我が獄制上歡ふべき賀すべき著しき記事多く永く記念すべき年なり其時々之出來事は當時本誌に掲載し讀者諸君の瀏覽に供したるを以て今復茲に掲載するは更に必要なに似たるも或は洩れなきを保し難く且記憶を喚起する爲めに重複を厭はす著大の事項を列記して以て當局諸君の參考に供するは敢て蛇足たらざるを信す故に今左に客歲中に現出せし著大の事項を掲げん

と解釋すへし）とする者にあらずして職獵の免狀を受け遊獵する者ハ五拾圓の罰金を科し云々とあり故に一旦詐欺の願を爲し職獵の免狀を得るも後之を發見せば之を處罰するの途ハ充分ありとす僅少の税額を吞んで却て此大金の罰を受けるか如き愚に倣ふものハあかるべき筈に思考す然るに前にも述べたるごとく職獵の區別を立てず身分ある人々にて職獵免狀を受くるの弊あり若し逋税の爲めに故意にするものとすれハ其情甚卑しむへし然らざれば斷然此弊を矯正し規則の明文に従ひ職獵の區別を判然たらしむへし而して他方に於て之れを取締を嚴にし法網を潜り逋税を謀るか如き惡徒を防制すへし警察官吏は此規則の取締に就てハ其衝に當るの任あり山林原野に於て銃獵者を見認めたるべきに就て先づ其身分姓名職業を尋ね然る後免狀を檢すへし其者の答辨免狀と符合せし則ち止む若し銃獵を以て生業とすへし一監獄官練習所 第一回は四月一日開所ノ式を舉げられ六月一日内務大臣臨場の上終業の典を行はれたり當時ノ召集員は各廳府縣の典獄副典獄（典獄たる）及集治監假留監の副典獄若くは上席書記若くは看守長にして其總員は五十七名なり開所中は各員能く健全を保ちて二ヶ月の日子を経過し各自研究の功を積み目出度其任所に歸着せられたり

第二回は各廳府縣及集治監假留監の書記若くは看守長を召集せられ十月廿日に開業せらる

此練習所の開設ハ我獄事を改良する上に於て一大楷梯を作るものにして他日獄制の面目を一新するは蓋し此に胚胎するを知り得べきなり

一萬國監獄會議並に全博覽會 監獄會議は露京聖比德斯堡に於て六月十五日に開會し同廿四日之を閉つ本邦よりハ西特命全權公使を委員長に命ぜられ該監獄會議に列せしめられ本邦の提出問題は四人

の役業囚人階級處遇方法殖民地の監獄に係る特別懲戒法の三件なりき

博覽會も亦六月十五日に開場し一ヶ月を期して閉場ノ積なりしも開場に近つき參觀人増加せしを以て之を延期せられたりと聞く本邦より該會へ出品せられたるハ五十餘種にして露國皇帝皇后兩陛下の御買上げとなりたるものもありて永く本邦監獄の紀念を露國に遺すことを得たり

如此本邦より万国監獄會議に參同し囚人の製造品を外國へ出陳せしハ今回を以て嚆矢とす

一官制の改正 七月北海道廳官制を改正せられ監獄にも多少の影響あり

八月集治監假留監の官制を改正し副典獄を廢せられ又教誨師を判任官待遇と定めらる

十月地方官々制を改正せられ典獄を奏任官とし五ヶ年以上官務に従事し判任三等以上の現職に在る可せられさうしも裁判所構成法の實施と共に十一月一日より重罪にも之を許すこととなりたるを以て十月内務省令第五號を以て之れハ費用支辨方を定めらる

一看守の進路設置程度及俸給 七月奉職滿五ヶ年以上にハし精勤證書を有し現に其職を有する者のハ試験を用ゐす看守長看守副長に任用せられ得るの進路を開るる

十月に至り勅令を以て集治監假留監の看守人員を定めらる又集治監假留監及廳府縣看守の俸給を改正し従前看守の俸給は十圓以下とありしを六圓以上十圓以下と改定し勤績滿九年以上の者は十二圓滿十二年以上の者は十五圓を支給し得らるハことあり看守と巡查との權衡を得せしめられたり又休職なるものを設けて以て看守に不足を告げたるるときに復職補充の便法を定めらる

者は當分の内試験を用ゐす高等試験委員の銓衡を経て之に任用せらるハ特別法を定めらる是れ我が獄制上新面目を見ゆものたり而して監獄醫及教誨師の判任官の待遇と大に其位地を高めらる副典獄及看守副長の官名の廢止せられ書記を監獄書記と改めらる以上の改正の著しきものとす

一監獄評議委員 十月監獄重要な事務を評議せしむる爲め内務省中に監獄評議委員を設置せらる委員長にハ清浦内務省警保局長委員にハ大森内務省縣治局長黒田内務省參事官大浦内務省警保局治長妻本内務三等技師河合内務四等技師中濱内務四等技師久米内務省參事官大塚内務大臣秘書官河村司法省參事官今井檢事大嶋文部省參事官の諸氏任命囑托せらる是れ我が獄制の進歩上ハ一大速力を加ふるものと云はんものと

一看守の訓練及教習 八月看守訓練所を設立し業務上の發達を圖かる又十月に至り更に看守教習規則標準あるものを訓令せられ新任看守を教習せしむるの方法を定めらる蓋し看守ハ日々在監人に近接し其一舉一動は在監人に影響し得べきを以て業務の要領を知得し事務に通曉せしむるは獄治上最も緊要なるに因るハし

一監獄の名稱 七月北海道樺戸空知釧路の三監獄署を集治監と改稱せらる

十月地方官々制に據り府縣監獄の名稱を改め府縣廳所在地の監獄ハ某府縣監獄署とし其他の監獄ハ某地監獄支署と唱ふことに定めらる而して支署長は監獄書記を以て之に充つることハなれり

一教師の監獄巡閱 春季に於て獄務顧問フオンセーハツハ氏に埼玉群馬朽木の三縣諸監獄の巡回を命ぜられ又夏季に於て京都大坂の二府兵庫奈良三重

滋賀岐阜愛知静岡岡和歌山の八縣監獄の巡回を命ぜらる同氏の巡回の大に實務上に利益を與へられたりと云ふ

上文に掲載せし客歲中に現出せし著大の事項にして獄事改良上著しき進歩を與へ我が獄制上に一新紀元を書したりと云ふも不可なきこと、もあり又回顧すれ、一事の悲むべく恐るべきこと、こゝわれ終りに臨んで一言するは亦止むを得ざるなり此れ他あらず虎列刺病の監獄内に侵入せしことは是れなり聞く所に據れば在監人にして該病に罹りたるは殆んど三百人にして廣島縣監獄を以て最多と其次きの兵庫縣警視廳石川島山梨縣大坂府北海道廳長崎縣岡山縣島根縣等の監獄にして京都府徳島縣福岡縣の監獄には各一人なり而して該病の爲め死亡せしは殆んど二百人ありと今年は今よりして衛生の道を講し惡疫の爲めに襲撃蹂躪せられざる様注意あらんことを當局諸君て作業懲苦主義を唱へて時として空役論などを擲ぎ出す厄介老爺兎角すると今の若い者がと言ひたがる所、村夫子……………御丁寧に時節後れの村夫子と見立たてた妙々。理窟倒れの壯士（佛國）隣りの伯父さんのれ目玉をも怖れずに、壯士とは能くも大膽に冷評せられたり、然かし壯士の名稱は少しく酷に過ぎるかの疑ひあれ、枉げて學者と訂正せられたら如何、千万「フラン」の大金を放擲つて流罪人の始末に持て餘まし、分房制施行の布達が出で十年立つても未だ見ぬ、改良々々と騒ぎ立つる人のイッでも實際に疎き理窟一片の學者に非ざれば政事家、滔々たる議論も惜い哉算盤玉に乗つて監獄の内醜を擲く能はず常に理窟に倒るゝ所、是れ著者の批評ある所以なる歟。 白耳義を評しての物數寄の富翁、出來たりやな好適評、寸毫も申分なし、其結構壯嚴なる監獄の恰かも是れ宮殿の觀を呈し、其一分

に切望せざるを得ざるあり流行性塞胃も多少監獄を侵襲したりと雖今其景況を詳にすること能はず尙ほ些細の事は多々なるも之を省き只大要を掲げて以て茲に擲筆す

●歐洲諸國獄制の短評

日本監獄法講義の著者も亦た洒落者かな例の輕快なる筆調を以て開卷第一の例言に於て歐洲各國の獄制を短評して曰く

英國は時節後れの村夫子の如く佛國の理窟倒れの壯士の如く白耳義は物數寄の富翁の如く伊國の苦學中の書生の如く獨逸の多年海外の留學を終へて歸朝したる所の學士の如し云々

と穿てる哉英國の村夫子、蠢々たる兒輩、彼れ何をか爲さん、我れは彼れを救へたるの師匠なり、弟子の師匠の半バに及ぶべからずと無鳥里の蝙蝠で澄まし込んだる世間見すの大家氣取十九世紀の今日に於て房に費やせし金額のみにても完全なる一小監獄を製造して尙ほ餘りあるへしと謂ふか如き之に應じて治獄諸般の事一も完備整頓せざるものなし、所謂事々物々、金にわかつて設爲するものにして之を羨むへし之を望むへからず之を觀るへし之に倣ふへからず實に富驕老爺の一開事と評すへきあり。 伊國を指して苦學中の書生と評せしも亦た無難と云ふへし、或ひ此後世、恐るべきの書生、其實業既に大成して今や暫く翼を收めて大に雄飛を試みんと計畫つゝある遠謀の名士あるやと知るへからず「アントロポロヤ」の新學問、何れの所に向つてか之を實試せんと欲するか、羅馬府に開きたる萬國監獄會議の成績、伊國卒先して之を擧ぐるの任に當るへしと自ら公誓したるが如き、勇ましき哉此有爲多望の好書生。 洋行歸へりの新學士とは獨逸最負の著者が義務的(?)に獨逸を贊評したる名言なり當れりと

も謂ひす當らずとも謂ふ能はず唯だ一言著者に質す
著者の洋行歸へりの學士相場の近來、大に下落した
るを知るや否や、因みに此短評の近來、監獄社會の
一談柄となり居ると云ふ左もあるへい

無 臭 生 報

●明治二十三年中警察 に關する紀事

昨二十三年の警察上に於て顯れたる事實の其寥々たる有様あれとも今諸君の追懷を喚起する爲め左に之を列記せん

一 巡查奉職滿五年以上の者を警部に任用の件

二月四日勅令第十號を以て發布されたり則ち滿五年以上奉職したる巡查にして精勤證書を有し現に巡查の職に在るもの文官普通試験を経ずして警部警部補に任用するを得せしめたり而して警部補は後十月に至り廢せられたるを以て今警部に任用せらるゝといふあり

ときは各其所屬の部へ通報せしむ

一 巡查部長を設置の件

巡查監督の任は署長之を掌る所なりと雖一人にして多數の巡查を監督するとは行届かざるを以て巡查中より久しく巡查の職に在り經驗ある者を撰抜して巡查部長の職に充て監督の事を補助せしむ之を三月二十八日內務省訓令第十六號とす

一 警察官消防官官等俸給の改正

文官の官等俸給は曩きに改正せられたりその際警察官消防官の官等俸給は依然改正せざりしを四月三十日の勅令第七十四號を以て一般文官同様に改定せり唯十八圓の月俸を受くる者及舊官八等にして十五圓の月俸を受くる者は判任官五等にありたれとも俸給は當分の内其儘之を給するといふあり

一 內務省雇普國警察大尉ヘーン氏の解雇

獨逸人ウキルヘルムヘーン氏は明治十八年三月四日フキカシウスキー氏と共に帝國に到着し其翌五日より內務省の雇となり警官練習所教師として警察上諸般の講義を爲し又我警察改良に就て屢意見を上陳し各地方を周ねく巡回して足跡到らざる所なく爰に五年の星霜を経て此年三月四日雇期限滿ちたり依て內務省は其雇を解きたり其翌五日より警視廳は一ヶ年の契約を以て氏を雇聘したり

一 徵兵及陸軍豫備兵後備兵にして失踪逃亡の者捜査通報の件

三月二十日陸軍省訓令甲第四號を以て（內務陸軍兩大臣連署）明治二十二年以前の徵兵及陸軍豫備兵後備兵にして失踪逃亡したる者警察官又は憲兵を以て隨時捜査せしめ其所在發見したる

一 巡查俸給の支給日を改む

五月七日內務省令第二號を以て巡查の月俸支給の毎月末日と定め休日相當のとき繰上とするに改めたり

一 虎列剌病的の發生

六月二十七日長崎縣稻佐に虎列剌病患者一人を發生し三十日まで十善寺郷に其他二三の町村に發生し都合七人該患に罹れり之を本年虎列剌病的の初起とす

一 警察官消防官制服制の改正

警察官消防官の制服の客年之を制定せられたり豊服制の改正なくて可からんや此年七月十一日勅令第二百二十三號を以て警察官消防官の制服を改正せられ其形狀を陸軍服と同様にし施飾に少しく異なるあるのみとし二十三年十二月までは舊制を用ゐるを得せしめたり

一 警察官消防官服裝規則の制定

内務省の七月二十九日訓令第二十七號を以て服裝規則を制定し改正の制服を着装する場合に於ける規則を定めたり本則の二十七條の多きありて細大洩らすとなし

一 黃燐摺附木製造の解禁

黃燐マツチは健康に害あり保安上危険なりとの説ありしが内務省の八月九日訓令第二十八號を以て明治十八年甲第一號達摺附木製造に黃燐を用るを禁するの達を廢止せり

一 地方官々制の改正

十月十日勅令第二百二十五號を以て地方官々制を改正し警察本部を警察部とし警部補の官を廢し警部長に属したる會計事務を除き警察署長に属したる職權の明文を削り郡長嶋司に警察規則を發するの權を附す

へたる是なり

法令註解

● 巡閱規則註釋 (承前)

十一 服裝姿勢及禮式

服裝ハ態度ヲ嚴肅ニシ職務上ノ威嚴ヲ保維スルニ付テ其關係スル所少ナカラサルヲ以テ之ヲ整理シテ苟モスヘカラス警部以上ニ在テハ客年七月内務省訓令第二十七號ヲ以テ之ヲ定メラレタレハ既ニ其齊肅ナルヲ見ルヘシ巡查ニ於ケル服裝規則ハ未タ定レルモノアルコトナシ故ニ往々不体裁ナル服裝ヲ爲スモノアルヲ免レス總テ服裝上心得ヘキハ鈕釦ノ外脱シタル破綻アル若クハ汚染アル等ニ在リ巡查ニハ其服一種類ニシテ正署ノ別ヲ有セス故ニ装着ノ場合ニ當リ彼是ト紛雜ヲ生スルコトナク常ニ一定不變ナレハ何

一 請願巡查費地方税の請負となる

十月二十三日内務省訓令第三十八號を以て請願巡查の地方税支辨に属する巡查を以て之に充て其請願者ヲ納むヘキ費用ハ府縣會の決議を経て地方税雜收入に編入し警察費に支出すべきことゝかれり

一 街路乗合馬車、營業人力車、宿屋取締規則標準の廢止

街路其他三取締規則の標準ハ明治十九年内務省訓令第七號を以て發布せられたるも各地方に於て實行し來り最早標準の要なしとの旨意にて本年十月三十一日内務省訓令第四十號を以て之を廢止せり

右の外此年に於て警察上著しき影響を及ぼしたるは虎列刺病の猖獗の爲めに非常に繁忙を極めたと衆員警察官の爲めに取替へた。ハ如何ニスヘシ斯々ノ座場ニ臨ムニハ何々ノ服裝ヲ爲スヘシト云フカ如キ面倒ナル區別ヲ要セサルヲ以テ服裝上之ヲ戒ムヘキハ前陳ノ項目ニ在ルナリ

冬期ニ在テハ甚シキ不体裁ナル服裝ヲ爲シタルモノハ餘リ見サル所ナレトモ夏期炎暑ノ際ニハ往々不体裁極マルモノアリ村道林蹊ヲ巡回スルニ際シ上衣ノ鈕釦ヲ除脱シ胸襟ヲ開披シ殆ト皮膚ヲ顯ハシ又ハ袴ヲ高ク蹙ケテ殆ト股脚ヲ表出スル等情弱怠慢ノ裝ヲ爲シ恬トシテ自ラ怪シマス炎暑ヲ凌クノ上ニ於テハ是レ當然ナリト思惟シ其失態ナルヲ顧ミス其他破綻ヨリ裏切レテ露出シ長キ袴ノ筒口ヲ折り返シテ歩行スル等極メテ外觀ノ醜惡ナルモノアリ

服裝ノ整理セサルハ警察ノ体面上其關スル所僅カニ外形ノ儀式ノミニ止マラス其及ホス所ノモノハ警察ノ秩序及紀律ノ寬嚴ニ延引スルヲ以テ點檢ヲ行フニ

法令註解

五十二

當リ仔細ニ之ヲ注意シ決シテ輕忽ニ附スヘカラス服
裝其宜キヲ得ルハ以テ其人ノ威嚴ヲ増シ且公衆ノ敬
重ヲ受クルノ利益アルヘキナリ

姿勢モ亦然リ曾テ純正嚴格ナル兵式体操ヲ修練シタ
ルモノハ措テ言ハス一般ニ體質ヨリ言下セハ本邦人
ハ大概脊骨彎曲肩尖前斜シテ直立ノ姿勢ヲ採ルコト
甚困難ナリ然レトモ習慣ハ第二ノ天性トナリテ平素
姿勢ニ注意セハ決シテ矯正シ得サルノ憂アルコトナ
シ姿勢端正ナレハ運動活發トナリテ自然生氣ヲ起シ
敏捷ナル事務執行ノ術ニ當リテ狼狽猶豫アルコトナ
カルヘシ

姿勢ハ獨リ多數整列シタル場合ノミニ於テ之ヲ矯正
スヘキモノニアラス單獨ニ就テモ亦之レカ端正ヲ缺
クヘカラス巡閱ノ際ハ最モ之レニ注意シ公衆ノ輕侮
ヲ受クルコトナカルヘシ寒風ノ朝ニ立テ兩手ヲ「ボ
ケツト」ニ突込ミ首ヲ外套ノ襟ニ収縮シ茫然トシテ

ヘキモノニアラス必スヤ形而下即チ精神ノ働キ以テ
之ヲ行ハサレハ禮式ノ法ニ適シタリト云フヲ得サル
ヘシ舉手注目ハ禮ノ用ニシテ誠意精神ヲ以テ敬禮ヲ
施スモノ是レ禮ノ實ナリ禮ニシテ實ナケレハ虛禮ナ
リ虛禮ハ警察官吏禮式ノ旨趣ニアラサルナリ

敬禮ヲ行フニハ姿勢ヲ正サ、レハ不可ナリ姿勢整ハ
サレハ失休ニ陷キリ易シ又最敬禮ヲ行フヘキ場合ニ
尋常ノ敬禮ヲ行ヒ尋常ノ敬禮シテ可ナル場合ニ最敬
禮ヲ行フカ如キハ禮ノ秩序ヲ乱シ敬意ヲ失フタル虛
禮ニ近キモノナリ平素ノ習熟ハ固ヨリ缺クヘカラサ
ルコトナレトモ敬禮ヲ行フニ當テハ誠意謹直ニシテ
受禮者ヲ敬スルノ心充分ナラサレハ不可ナリ故ニ假
令路傍街頭行人ノ禮儀ニ對シ答禮スル場合ニ於ケル
モ先ツ敬意ヲ生シ而後舉手注目ヲ爲スヘシ然ルトキ
ハ決シテ失休ノ憂ナクシテ禮式ノ旨趣ニ適合セシ夫
ノ人態衣服ニ由テ行禮ノ正畧アル若クハ老嫗野夫ニ

巡行スルカ如キ又ハ鷺ノ縮チ狙フカ如ク思案投首シ
テ時々低回シ或ハ野狐ノ食餌ヲ索ムルカ如ク左右顧
眄シテ「キヨロ々々々」然タル其狀精神ナキ傀儡ノ如
キアリ又ハ樹木柱塀ニ倚懸リ或ハ手ヲ背後ニ拱シテ
佇立スル等ノ如キ姿勢壞顏ノ甚シキモノアリ監督官
ノ目ヲ掠メ偷安ノ所業ニ出ツルナルヘシト雖平素ノ
教習ノ緩疎ナルヲ見ルヘキナリ

禮式ハ職務ノ内外ヲ問ハス人ニ敬意ヲ致ス所以ニシ
テ決テ之ヲ忽カセニスヘカラサルハ論ヲ待タス内務
省ハ曩ニ警察官吏禮式（明治十九年九月二十七日內
務省令第十八號）及警察官吏禮式心得（全日內務省
訓令第十九號）ヲ定メテ其標準ヲ示シ以テ敬禮ノ秩
序ヲ整ヘリ今地方ニ於テ敬禮ヲ行フハ此標準ニ則リ
兼テ警官練習所ニ於テ習練シタル所ノ實形トナリテ
之ヲ普及ス故ニ間々行禮ノ際失休ノ舉動ナキ能ハス
思フニ禮式ナルモノハ形而上ノ勳ノミヲ以テ満足ス
對シ缺禮スルカ如キハ禮式ノ精神ヲ失ヘルモノト云
フヘキノミ

警部長ハ其麾下ノ警察署ニ在勤スル巡查ノ行禮ハ常
ニ之ヲ見テ其精粗適否ヲ知レルナラン然レトモ村落
在勤ノ巡查ニ在テハ巡閱ノ際親シク之ヲ試ミルノミ
ナレハ之ヲ以テ其精粗熟否ヲ悉ス能ハサルハ論ヲ待
タス又試験ノ場合ニ於テ遇々失行ノモノアリタリト
テ平素此ノ如シト斷定スヘキニアラスト雖數人齊列
ノ上一號令ノ下ニ於テ之ヲ行フトキニ當テハ平素練
習ノ如何ヲ推察シ得ヘキヲ以テ其末ヲ練習ノ至ラサ
ルモノニ對シテハ署長ニ注意ヲ加ヘテ之ヲ矯正スヘ
シ而シテ前述ノ三件即チ服裝姿勢及禮式ニ對スル缺
點失休ヲ正シ注意ヲ與フヘシ儀式ノ觀察ヲ以テ之ヲ
輕々看過スル勿レ

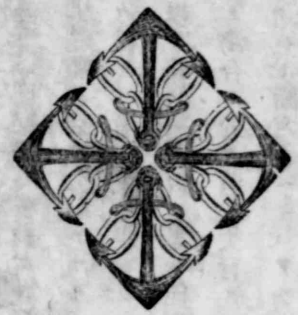
十二 教習及訓授

爰ニ教習トアルハ巡查教習所ニ入り教習ヲ受クル者

法令註解

即チ教習所受業生ニ就テノミ云ヘルコアラス一般ニ
巡查ノ教育上ニ於ケル方法及状態等ヲ觀察スヘキコ
トヲ定メラレタルナリ巡閱官ハ凡テ此教習ノ項ニ於
テ査閲スルモノハ教習所及其受業生ノ上ニ限ルカ如
キ觀念ヲ抱キ居ルモノ多キカ如キ現況アルハ掩フヘ
カラサル事實ナリ成程教習トアルカラハ教習所ノコ
トニ關シタル事柄ニ限ルヤノ様ニ見ユレトモ教習所
ハ廳下ニ在リ其實況及成績ヲ見ント欲スレハ毎日之
ヲ見ルヲ得ヘシ何ソ一年一回ノ巡閱ノトキニ限り之
レカ査閲ヲ爲スヲ要センヤ殊ニ受業生ノ卒業期ハ大
概二ヶ月ナレハ巡閱期ニ際シ在所スルモノノ外ハ警
部長ハ其狀態成績ヲ知ラスシテ經過シ巡閱ノ際在所
スル受業生ノミ之ヲ詳ニシ之ヲ査閲スルノ不都合ヲ
生スヘキナリ斯クテハ教習所ヲ廳下ニ置クノ利益モ
ナク受業生ニ於テモ警部長ノ面ヲ見サルノ不幸ヲ感
スヘシ元來巡閱規則ノ精神ハ一年間ノ事務成績ヲ査

閱シ其當否ヲ了諦シ或ハ矯正訓諭シ或ハ改良創設ノ
意見ヲ定ムル等諸般ノ事務上ニ便益ヲ與フルニ職由
セスンハアルヘカラス然ルチ二ヶ月ニシテ卒業スル
受業生ノ居ル教習所ニ就テ教習ノ方法及其狀態ヲ一
年一回ノ巡閱ニ於テ詳悉セント欲スルハ實ニ見當違
ノ甚シキモノニアラスヤ此レ此項ノ教習トハ教習所
受業生ニ限レルニアラスト云フ所以ナリ



二週年祝意廣告

別會員諸君ハ拙書ニテ進呈スル會員外ハ一ヶ月間
郵税日トニニ送ニテ送金ハ本館訂郵便局ヘ切手二割

す、否、ら、す、ん、は、善、囚、を、奨、勵、す、る、所、以、の、良、法、は、化、し、て、僞、善、者、に、幸、す、る、所、以、の、乱、法、
に、爲、ら、ん、の、み、加、之、眞、心、悔、悟、に、至、ら、ざ、る、囚、人、に、假、出、獄、を、許、す、と、き、は、所、謂、虎、を、野、
に、放、つ、も、の、に、し、て、其、社、會、を、乱、害、す、る、の、弊、殆、と、言、ふ、べ、か、ら、ず、而、る、に、此、れ、を、之、れ、
察、せ、ず、僅、少、あ、る、月、日、の、視、察、を、以、て、輒、ち、假、出、獄、を、上、申、し、假、出、獄、者、を、出、す、の、多、さ、
を、以、て、己、れ、か、獄、政、の、整、頓、し、た、る、を、銜、ふ、か、如、き、は、實、に、君、子、の、所、爲、に、非、さ、る、な、り、
假、出、獄、及、ひ、特、赦、減、刑、の、差、異、〇、均、し、く、是、れ、罪、人、の、刑、期、未、だ、滿、限、に、達、せ、ざ、る、者、を、
放、免、す、る、な、り、然、れ、と、も、假、出、獄、と、特、赦、減、刑、と、は、其、間、大、に、徑、庭、あ、り、と、す、今、兩、者、の、
差、異、如、何、を、講、ず、る、に、先、ち、特、赦、減、刑、の、解、釋、と、其、施、行、順、序、の、概、畧、と、を、示、す、べ、し、
特、赦、は、佛、語、之、を「グラーヌ」と、謂、ふ、恩、惠、の、義、あ、り、減、刑、は、之、を「コンミュータシオン」
ラ、ベ、ー、ス」と、謂、ふ、刑、の、變、更、の、義、な、り、「ブロッグ」氏、は、之、か、解、釋、を、下、し、て、曰、く、特、赦、と、
は、罪、人、に、對、し、裁、判、所、の、審、査、に、宣、告、し、た、る、刑、の、全、部、又、は、一、部、も、免、除、す、る、の、處、置、
を、謂、ふ、故、に、減、刑、は、特、赦、の、一、部、分、に、し、て、前、刑、に、代、ふ、る、に、較、輕、き、刑、を、以、て、す、る、の、
名、に、過、さ、ざ、る、か、り、と、

佛國憲法は特赦の權を以て大統領の掌握する所と爲せり、此權ハ或ハ一人の罪

囚に對して之を施行することあり或は同時に數多の罪人に對して之を施行することあり其數多の罪人に對する特赦は典獄の申立に依り毎年一定の時期を以て施行するを例とす即ち佛國現今の制度に於て刑期一年一日以上の罪人は毎年六月四日刑期一年未滿の罪人の三月毎に一回特赦を施行するか故に典獄の其期日に先ち特赦の恩典に浴すべき罪囚入監以來の行狀其他必要ある條項を詳録し裁判宣告地の檢事に對して特赦の請求書を發し檢事は其公訴手續の書類に照査し意見を附して之を司法卿に上呈し司法卿は更に之を審査を遂け以て大統領の裁決を仰くものとす一人の罪囚に對する特赦は別に其期日を定めず本人又ハ陪審官の申立に依て施行するを常とす此場合に於ては大統領より其申立書を司法卿に下附し司法卿より之を原裁判宣告地の檢事に送付す檢事此申立書を受領するとき則ち數多の罪人に對する特赦の場合と全く同一の順序を踐み其公訴手續の書類を閱し其概略を抄録し意見を附して之を司法卿に送付し司法卿は審査の上再び之を大統領に上呈し大統領は其報告に據り或ハ之の特赦を命じ或ハ之を請求を拒絶するものとす

然れども凡そ有期の刑に所せられたる罪人は其刑期の半を過ぎ無期の刑に所せられたる者は刑期十年を過ぐるに非されは特赦若しくは減刑の恩典に浴するを得ざるものとす

特赦は現在及び將來に効力あるものにして既往に遡りて効力を有するものに非ず故に刑の全部を免せられたる者は直ちに之を放免し刑の一部を免せられたる者は前刑に代ふるに較輕き刑を以てす雖も其犯罪と其宣告とは特赦の爲めに消滅することあり是を以て特赦の恩典に浴したる者にして他日再び犯罪に陷ることあるときは刑法上再犯者を以て之を論ずるものとす而して公訴の費用罰金其他民事に係る償金等の如きは特赦を口實として其義務を免るを得ず唯沒收したる物件に限り之を下附するを例とす

上文特赦減刑の解釋及び施行順序を畧叙せり今佛國「ブザンソン」控訴院檢事補「ブラッシュ」氏の言に據り假出獄と特赦と其性質の大に相異なる所以を示すへし曰く特赦の權は政府の必要物にして一ハ以て法律の不備あるを補ひ一ハ以て裁判の不正なるを匡す即ち法律及び裁判の過失を救治する所以の法外の藥餌

なり、是の故に裁判上回復すべからざる錯誤あるか、若くは刑を科するの苛嚴に失することあるに當り、政府の主として此特赦減刑の法を用ひ以て之を匡救す、故に特赦減刑の單に罪囚の善行あると真心悔悟したるを以て之を施行するにあらず、併せて其家族現時の境遇其他千種萬般の事情を酌量するものなり、且つ特赦減刑の之を施行するに當り別に約束する所なきを以て、一たび發するとき復た回すへからず、殊に當初の司法判決を廢止し、又ハ改變するものなるか故に、裁判に對して深く侵す所あり、之に反し假出獄は純粹ある行政上の手段にして、罪囚の改悛を以て單一の目的と爲す、是を以て縱令一時之を放免するも其人にして改悛の實を表せざる時の輒ち之を逮捕し其出獄を停止するか故に、當初の裁判に對して毫も侵す所なく、其宣告の法定の期限に至る迄依然完全なる効力を有すべく、唯、假放免の間一時刑の執行を中止すと曰ふに過ぎざるあり各國假出獄の法令施行の年月○假出獄の文字を法文に掲載して之を實施する者は英國を以て嚆矢と爲し、獨逸、噠馬、匈牙利和蘭等の諸國之に次ぎ、本邦又之に次ぎ、佛國又之に次ぐ、故に今日に於て之を言へば假出獄の法律を發布せしは佛

國を以て殿とせざるを得ずと雖とも、之れを「ベランジュ」氏の報告書に徴するに「ブナット、ロケット」の分房監獄に於てハ千八百三十二年に當り既に隠然此法を實行し「ボンヌヴィール、ド、マルサンザー」氏亦千八百四十六年以來此法を施行せりと云ふ是の説にして信すべくは「ブラッシュ」の歎息亦故無きに非ざるなり、「ブラッシュ」氏の言に曰く、假出獄の法の風に我佛國の稱道する所あり、而して之を採用する却て他國の後に落つ、實に慨歎に堪はざるなりと

今左に各國政府に於て假出獄の法令を發布したる年月を示すへし

英國

千八百五十三年

獨逸

千八百七十一年

噠馬

千八百七十三年

「スーシャテル」國

千八百七十三年十月廿二日

「シロアチー」國

千八百七十五年五月十二日

「ヴォード」州

千八百七十五年五月十七日

包牙利

千八百七十八年五月廿八日

佛國監獄法

和蘭

日本

「セン、ガール州

佛國

七六

千八百八十一年三月三日
 千八百八十二年一月一日
 千八百八十三年一月八日
 千八百八十五年八月十四日

上表の如く假出獄の實際に行はるゝは今を距る三十餘年前に在りと雖とも、各國の就て之を稱揚賛成するに至りしは、主として千八百七十八年八月瑞典（ストックホルム）府開設の萬國監獄會議より昉まるか如し、今其會議の許決する所を案するに曰く、假出獄は刑法の原則に背戾せず、裁判したる事項を侵害すること無く、社會に對し且つ罪囚に對して利益を表するものなり、故に各國政府は力めて之を勸奨せざるへからず。

囚徒の逃亡

囚徒逃亡の罪○囚徒の逃亡とは刑事被告人と囚人とを論せず或は戒護吏の手を脱し或は拘禁の場所を出て逃れ去るの行爲を謂ふ此行爲の罪と爲るに左の二條件を必要とす

ヤ鯨獵銃ハ鯨獵銃ノミ則チ獵用専門ニ供スル爲メニ製シタルモノニシテ他用ニ適セス縱シ強テ之ヲ軍用ニ供セント欲スルモ其彈力甚弱クシテ遠距離ニ達セス如何ンソ斯クノ如ク迂濶ナル所業ヲ爲ス者アラシヤ故ニ實際ノ取扱上之ヲ免許銃トシテ軍用銃ノ如キ檢束ヲ爲サルナリ

軍用銃ト免許銃トノ區分ハ既ニ前段ニ於テ之ヲ詳述シタリ然レトモ仍ホ悉ササルモノアリテ存ス即チ西洋銃ニシテ玉目ノ大小輕重ニ拘ハラズ其構造ニ於テ差別ヲ立ツルノミニシテ殆ント軍獵其那種ニ屬スルヤ判明セサルモノアリ和銃ナレハ明文ニ據テ明ニ軍獵ノ區分ヲ立テ得レトモ洋銃ハ玉目ヲ以テ限ラレサルカ故ニ形狀ニ於テハ之レカ區分ヲ立ツルニ由ナシ故ニ本則未文ニ此場合ニ處スルノ手續ヲ規定セリ今日ニ於テハ鎮臺若シハ砲兵工廠ノ鑑査ヲ受クルマテモナク此區分ヲ立ツルニ毫モ困難ナルコトナシ即チ左ノ二件ヲ標準ニ取り以テ之レカ區分ノ限界トセルナリ

一 照尺

二 旋條

現行警察規則釋義

三 劍留

照尺トハ軍用銃ニハ心ス缺キ得サルモノニシテ俗ニ照門又ハ狙ヒト唱ヘ敵ノ遠近ニ依リ其距離ヲ測テ尺度ヲ定ムルモノ是ナリ旋條トハ銃筒ノ内部ニ數條ノ螺旋形ヲ爲シタル細キ溝ヲ付シタルモノニシテ實丸ヲ發射スルニ其速力ヲ強甚ナラシムルモノ是ナリ劍留トハ銃劍ヲ支留スル爲メニ銃頭ニ凸出シタル金具是レナリ此三ノ者具備スレハ縱其ノ丸量輕小ナリトモ軍用銃ノ部分ニ入リ決シテ獵用銃ト見サルナリ又此三ノ者ヲ缺クニ於テハ縱其口徑大ニシテ丸量重クトモ敢テ軍用銃ト云ハサルナリ蓋照尺ハ獵用ニ必要ナク之ヲ用フルハ軍用ニ限レハナリ旋條ハ獵銃トテモ無用ト云フヘカラス實丸ヲ發射スルニハ最必用タルハ論ヲ待タズ故ニ獵銃トテモ往々旋條ヲ施シタルモノアリ然レトモ獵銃ハ前ニモ述ヘタル如ク其銃身ヲ薄クシテ携提ニ輕便ナラシムルノ方法ニ依レルヲ以テ實丸ヲ銃溝即チ旋條ニ喰ミ込マズ程ノ力ナク此壓力ノ爲メニ破裂ヲ生スルノ虞ナキ能ハス故ニ多クハ滑カニシテ銃身ニ妨碍ナキ様ニ旋條ヲ施サズ是レ旋條ヲ以テ一ノ區分トスル所以ナリ殊ニ霰彈ニハ旋條ヲ要セス

又獵銃ニハ劍留ヲ備フルノ必要ナシ故ニ軍用銃ヲ獵銃改造スル場合ニ於テハ旋條ヲ刮削シ劍留及照尺ヲ除去スルヲ以テ慣例トセリ
故ニ若シ西洋銃ニシテ軍用トスヘキカ又ハ獵用トスヘキカ檢定ヲ請ヒ來ルモノアリタルトキハ其何種ニ属スルヲ問ハス劍留照尺及旋條ナキ銃ナレハ之ヲ免許ノ部類ニ入レ免許銃トシテ取扱フヘシ而シテ敢テ丸量ノ大小ヲ論セスシテ可ナリ

第六則

免許獵人ノ外獵リニ銃獵致間敷銃獵致度モノハ其管廳ヘ願出候得ハ吟味ノ上別紙ノ通其廳ヨリ免許獵札可差許事

但免許獵人ノ姓名ハ其管廳ヨリ東京武庫司ヘ可届出事

(別紙免許獵札式略ス)

本則ハ明治六年一月第二十五號布告鳥獸獵免許取締規則ノ發布ニ由リ該則ヘ引換ヘラレタリ故ニ今ハ全ク此銃砲取締規則ニハ關係ナキモノトナレリ(鳥獸獵免許取締規則ハ其後數度ノ改正アリテ現行ノ規則ハ明治十年一月第十一號

布告鳥獸獵規則是ナリ讀者參考ノ爲メ茲ニ之ヲ記ス

第七則

銃砲〔彈藥〕下々ニ於テ獵リニ製造不成相候尤モ新ニ奇功便利ヲ發明シ爲試製作致度者ハ其管廳へ相願管轄鎮臺へ届出〔免許〕ヲ可受事

但製作其宜キニ適ヒ最モ便利ナル者ハ〔鎮臺〕ヨリ武庫司へ差送り検査ヲ遂ケ採用可相成分ハ西洋免許ノ法ニ倣ヒ何分ノ御沙汰可有之事

本則ハ銃砲ノ製造ヲ制限シタル條則ニシテ従前ノ濫製ヲ禁止シタルナリ尤モ爰ニ云フ所ノ銃砲トハ軍用銃ヲ稱シタルモノニシテ獵銃ハ本則制限ノ外タリ獵銃ハ前ニモ述ヘタルカ如ク危險ノ度甚少ニシテ其取締方モ餘程寛假シ稱シテ免許銃ト云フカ如キ其取扱ニ於テ軍用銃トハ格段ノ差違アリテ其製造モ實際之ヲ許可サレ居ルコトハ皆人ノ知ル所ナリ既ニ獵銃製造ハ官ノ聽許スル所ニシテ試製願ヲ要セストスレハ本則ニ掲ケタル銃砲トハ軍用銃ニ限りタルハ疑モナキコトニナシ

ヒストル即チ短銃ハ軍用銃ナリ其ハ載テ第五則ニ在リ然ルニ此短銃ハ製造ス

ルコトヲ許サレアル所ニシテ現ニ二三ノ地方ニ於テ製造スル者アリ尤モ此製造ハ銃砲賣買免許商人ニ於テ其販賣ノ爲メ製造ヲ要スル場合ニ於テ獵銃製造ノ許可ヲ得タル者〔若クハ他ノ鐵砲鍛冶職ノ者〕ニ命シテ製造セシムルトキニ限ル故ニ短銃製造ハ常ニ製造シテ販賣スルヲ得ス免許商人ノ注文アルトキ其種類及員數ヲ定メテ管轄廳へ願出其許可ヲ得テ始メテ製造スルコトヲ得ルナリ而シテ製造者ハ定限ノ〔員數〕ヲ超ユルコトヲ得サルカ故ニ之レカ製造ヲ終レハ最早ヤ第二ノ注文ヲ受ケ許可ヲ得タル後ニアラサルヨリ製造スルコト能ハス故ニ曰ク常ニ製造シテ販賣スルヲ得スト擬短銃製造ハ本則ノ規程ニ反シテ如何ニ之ヲ許スヤト釋スルニ短銃ノ目的タル護身ノ爲メニ備フルモノニシテ他ノ軍用銃ノ如ク殺伐ノ用ニ供スルニアラス其銃身ハ短小ニシテ彈力隨テ弱ク遠距離ニ達スルヲ得サル程ノモノナレハ危險ノ點ヨリ論スレハ獵銃ヨリモ安全ナリ且本邦民ニ於テ需用者大ニ増シ輸入ノ高モ増加スル有様ニ付内國ニ之レカ製造ニ從事シ其供給ヲ充タスニ至ラハ自然ニ外國輸入品モ減シ國益上ニ及ホス所尠少ナラサルヘシトノ旨趣ニ外ナラサルカ如シ

獵銃製造ハ短銃製造ニ比スレハ其手續甚寛ナリ獵銃ハ一度製造ノ免許ヲ得レハ何日迄モ繼續スルコトヲ得獵銃製造營業ノ名稱ヲ唱フルモ妨ケアルコトナシ然レトモ管轄廳ニ於テハ豫テ內務省ノ允許ヲ受クルニアラサレハ地方官ノ官制上職權ノ附與ナキヲ以テ勝手隨意ニ之ヲ許可スルヲ得ス今ハ多分何レノ地方ニテモ獵銃製造ノ許可ヲ與ヘサルモノアルコトナシ故ニ是レハ皆內務省ノ允許ヲ受ケラレタルコト言ヲ竣タサルナリ

獵銃製造ハ既ニ之ヲ許セリ其販賣方ハ如何茲ニ一言ヲ費ヤサ、ルヲ得ス凡テ製造者タルモノハ一個ノ職工ニシテ銃砲賣買免許商人ニアラサルヲ以テ其製造シタル獵銃ハ直接ニ顧客ニ販賣スルヲ得ス一旦之ヲ免許商人ニ賣渡シ免許商人ノ手ヲ經テ需用者ニ販賣スヘキモノトス其需用者ヨリ直接ニ注文ヲ受ケテ製造シタル場合ト雖仍ホ免許商人ヲ經テ賣渡ノ手續ヲ爲サ、ルヲ得ス若シ免許商人ヲ經スシテ一般ニ販賣スルトキハ規則ノ違反者トシテ處罰ヲ免ル、ヲ得サルナリ何トナレハ銃砲ノ賣買ハ免許商人ノ外其業ヲ爲スヲ得サルヲ以テナリ

明治廿四年二月十日發兌警察監獄學會雜誌 第二卷 警察監獄學會雜誌 發行人 警察監獄學會 印刷所 東京印刷局
亦未だ測るへからず實に監獄の構造法は囚徒の檢束

東京四谷區荒木町二十二番地